

卒業論文

韓国における民主化要因

指導教員 浜中新吾 講師

学 部 教育学部

課 程 学校教育教員養成課程

専 攻 障害児教育専攻

学生番号 01210122

氏 名 川田 大

目次

はじめに	2	
第一章	概念の整理と分析枠組みの設定	3
第一節	民主化(民主主義とは何か)	3
第二節	権威主義体制(官僚的権威主義と開発独裁)	5
第三節	民主化研究における分析の視角の整理	7
第四節	中間層	9
第五節	本論文の視角	10
第二章	李承晩政権の政策と崩壊	14
第一節	1958年の国会議員選挙の詳細	14
第二節	李承晩政権下の経済状況と経済政策 (輸入代替工業の始まり)	16
第三節	アメリカの対韓政策の変化	18
第四節	民主政治崩壊までの過程	21
第五節	なぜ民主主義は崩壊したのか	21
第三章	維新体制の成立と経済成長	23
第一節	1971年の大統領選挙と国会議員選挙の詳細	23
第二節	朴正熙政権下の経済状況と経済政策 (輸入代替工業から輸出主導型工業への転換)	26
第三節	対米政策の変化と自律路線	30
第四節	なぜ維新体制は成立したのか	32
第四章	全斗煥政権の抑圧と増幅する民主化運動	34
第一節	政治権力の空白期	34
第二節	光州民衆抗争	35
第三節	全斗煥政権の成立と反対運動の深化	37
第四節	1985年の国会議員選挙の詳細と政府の膠着化	38
第五節	全斗煥政権下の経済状況と経済政策 (市場経済への移行)	44
第六節	対米関係から親米関係への変化	46
第七節	なぜ6・29民主宣言は出されたのか	48
むすび	53	
参考文献	55	

はじめに

この論文は1987年に6・29民主宣言が何なぜ出されたのかということ論じたものである。日本語の論文で著者が見る限りでは、韓国の民主化には様々な面からアプローチがなされているものの、それぞれの要因が独立したものとして考えられている。しかし民主化の要求は一つのアクターの行動のみで実現するものではない。それぞれ独立しているアクターがなんらかの関係をもち、連帯して要求することによって実現可能なものだと考えている。そのためこの論文は体制側、中間層、アメリカという三つのアクターを独立的に論じながらも、最後に三者の関係を分析し民主化運動への一つの勢力として論じることを目差したものである。

民主化研究は最近、移行場面よりも定着場面を研究することのほうが主流になってきている(松下,1994,9頁)。それでも民主化への移行にこだわった理由は以下の二点に集約される。一つ目は筆者がこれから先も研究を続けるにあたり、卒業研究の段階で現代の韓国政治を整理しておきたかったからである。現代韓国政治において民主化研究は欠かせないものの一つである。さらに比較政治学の中でも民主化研究または政治発展論は中心的課題であり、これらの基礎的な研究を行いたかったことである。

二つ目は2004年に野党のハンナラ党が大統領弾劾決議を行ったことである。この事件はマスコミをにぎわせた事件であった。経済停滞に代表されるような大統領のリーダーシップの欠如や大統領の新米路線への転換といったことが野党に不信感を募らせたことが発端である。さらに実際に韓国国民の間では親北朝鮮、対米の動きが盛んであり、アメリカに接近しようとしている盧武鉉大統領に対しての不信感があつたのも事実である。国民は弾劾決議まで進むとは思わず、弾劾が可決されると一転して与党を支持する姿勢を見せた。しかしながら選挙による政権交代ではなく弾劾での大統領交代が行われる事態にまで発展しかねない状況下で、民主主義が定着していると言えるか疑問が残る。そのためにもう一度民主化の移行について整理する必要があるものと思われる。

また、最近の日韓関係は、2002年のワールドカップ共同開催や、2004年からの韓国での日本文化全面解禁、そして日本での韓流ブームなど若者を中心に距離が縮まっている。しかし日韓両国には戦後補償の問題や小泉首相の靖国神社参拝問題など政治的問題は未だに根強く残っている。実際に韓国とのことは戦争のことや、最近のことしか知らないというのが実情である。まして戦後は北朝鮮よりも後進国であったということも知らない人が多いのではないか。そのため韓国がいつの間にか発展していたと思っている人も少なくないだろう。そのような人にもこの論文を通して韓国の成長の軌跡を見てもらい、韓国をさらに身近なものとして感じ取ってもらうことができれば幸いである。

一章 概念の整理と分析枠組みの設定

第一節 民主化(民主主義とは何か)

民主主義は様々な概念を含んだ非常に曖昧な概念である。その複雑さゆえに民主主義を「制度・手続き的な側面」からとらえるのか、それとも「理念・内容的な側面」から捕らえるのかということについて論争が続いている(日下,1994,52~67頁)。しかし1970年頃にこの論争は前者の勝利でおわり、前者の定義のみが分析的確さと経験的枠組みを提供し、この概念を有効なものにするという結論に達したという(ハンチントン,1991,6頁)。この前者の立場を代表するのがシュムペーターである。彼が『資本主義・社会主義・民主主義』の中で「民主主義は政治的—立法的・行政的—決定に達するためのある種の制度的装置に他ならないのであって、一定の歴史諸条件の下でそれがいかなる決定をもたらすかということに離れては、それ自体で一つの目的たりえないものである」(シュムペーター,1989,433頁)と述べ、民主主義の本質を理念・内容と区別した制度・手続きととらえた。さらに彼は「古典的民主主義理論」と「いま一つの民主主義理論」を区別し、後者を「政治決定に達するために、個々人が人々の投票を獲得するための競争を行うことにより、決定する権力を獲得するように仕組まれた制度的装置」(シュムペーター,1989,430頁)と定義した。この定義が「手続き的民主主義」と呼ばれるものである。

この定義を受け継いだ研究者の一人がダールである。彼もシュムペーターと同様に、政治的な理想と現実の政治制度を区別する必要性を説き、理念としての民主主義とは区別した、現実の政治制度を示す民主主義として「ポリアーキー」を提唱した。ダールは民主主義を「市民の要求に対し、政府が政治的に公平に、常に責任を持って答えること」(ダール,1981,1~6頁)と定義し、この目標に近づくために8つの指標を提示した。それは①組織を形成し、参加する自由、②表現の自由、③投票の自由、④政治的指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利、⑤多様な情報源、⑥公職への被選出権、⑦自由かつ公正な選挙、⑧政府の政策を、投票あるいはその他の要求の表現に基づかせる諸制度、を挙げている。さらに8つの指標は「異議申し立て」と「参加」という二つの次元に還元され、この二つの次元が高い政治システムがポリアーキーとされた。それゆえに「ポリアーキーの登場以来、対象地域がどこであっても、民主主義概念を用いる場合も、民主化の基準を定める場合も、ポリアーキーを直接あるいは間接的に援用するのが一般的となった」(五十嵐,2004,31頁)。

民主化研究ではハンチントンが『第三の波』の中で、「シュムペーター学派の伝統に従って、候補者が自由に競い合い、しかも実際に全ての成人が投票する資格を有している公平で公正な定例の選挙によって、その最も有力な決定作成者集団が選出される20世紀の政治システム」(ハンチントン,1991,7頁)と民主主義を定義し、ポリアーキーにとって重要な「意義申し立て」と「参加」を含むものとしている。また民主化研究の先駆的な役割を果たしたオドーネルとシュミッターの著作においても、民主化が自由選挙へ向けた政治アクター間の戦略的駆け引きであったし、民主化移行の終点をポリアーキーに求めて

いた(オドーネル・シュミッター,1986,7~13 頁)。

実際に「第三の波」で民主化を果たした国の多くが、自由選挙を民主化の一環に位置付けていたし、国際社会のアクターも民主化支援の名のもとで自由選挙の実施を支援している。たしかに自由選挙が民主主義にとっての十分条件ではないにせよ、民主化以前の体制と比較するならば、各アクターにとって妥協できる点だったのではないだろうか。

北朝鮮を例にあげる。北朝鮮は正式名称が朝鮮民主主義人民共和国であることは周知のことである。しかしこの国を民主主義国家とみなすことは異議を唱える人がいるかもしれない。北朝鮮でも国家主席の選挙は行われている。しかし立候補するのは金正日のみであり、事実上の信任投票である。一方国会議員にあたる朝鮮労働党の選挙においても半ば信任投票である。議員選挙には立候補する権利が与えられているものの党からの選挙工作や記名投票により、朝鮮労働党以外の人物が当選することは困難な状況にある。

以上の例からも分かるように、例え選挙が行われたとしても、競争の自由や公正さが保たれていない状況であっても民主主義を名乗る国家がある。この曖昧さを武田は「国民の意志に基づき公益の実現を標榜する政治体制は、全て民主主義と名乗ることができ、民主主義は政治体制をレトリックしているに過ぎないために、民主主義と非民主主義の区別が困難になる」(武田,2002,14 頁)とし、理念としての民主主義は分類の曖昧さが残るとしている。さらにルソーが唱える「一般意思」を現代社会では形成するのが困難な状況にある中で、全国民が一つの理念で一致することは無い。以上のことから民主主義を定義するための一つの指標として手続き的民主主義をとることが多い。つまり社会主義国家のような人民民主主義(加藤,1997,44 頁)と区別することからも、民主主義は自由民主主義であることが暗黙の了解となっている。本論文でも以上のような議論に基づき、民主主義を手続き的民主主義の側面から論じることとする。

一方で民主化を論じるにあたり、「移行」と「定着」(固定)の二つの側面を分けるのが一般的である。前者は「一つの政治体制と他の政治体制との合間」(オドーネル・シュミッター,1986,34 頁)を意味し、これまでの権力関係や利益関係といったルールが崩壊し、異なるルールへと変容を遂げる段階にある。よって移行の最中はルールが存在せず、各アクターは自らの定めるルールに対しての正統性を巡って、権力闘争のゲームを繰り返し広げることになる。よって移行は新しいルールが形成された時点で終了となる。

だがこれまでの体制が変容し、民主的な政府が樹立されるとは限らない。確かに冷戦が終結した現在では、西側が政治的・経済的にも勝利し「歴史の終焉」を迎えた(ヘルド,2002,6 頁)ことにより自由民主主義が最良の統治方法であるといわれている。またサッチャーは「民主主義は最悪の統治形態とされてきた。これまでに試された全ての形態を別にすれば」というように現段階では民主主義の統治方法が良いとしている。しかし本論文が対象にしている時期はハンチントンの「第三の波」の区分に含まれる 1974 年以降である。つまり冷戦の最中である。また周囲をソ連、中国、北朝鮮といった共産主義イデオロギーを持った国々に囲まれた韓国である。民主化以前の韓国は反共の防波堤となるべく、

共産主義に対抗すべく権威主義体制を敷いた。それがなぜこの時期により強固な権威主義体制ではなく、民主化へと移ったのかを論じることが本論文の課題である。

「定着」については本論文では対象にしていないが、民主主義を論じるにあたり重要な側面である。「定着」は一度民主主義への以降が始まった後に、非民主主義的な残骸を排除し、より民主主義な方向へ近づけていく段階を指す。つまり手続き的民主主義の条件が確立され、その条件が継続される段階を指す。それは民主主義が「制度・手続き的な側面」から「理念・内容的な側面」へと民主主義が移っている段階ということもできるだろう。

第二節 権威主義体制(官僚的権威主義と開発独裁)

リンスは「政治体制の類型」を分析するにあたり、「全体主義体制」とは異なるが、「民主主義体制」とも異なる、「非民主主義的体制」を捉えるにあたり「権威主義体制」という概念を提唱した。それは「限定された、責任能力のない政治的多元主義を伴っているが、国家を統治する洗練されたイデオロギーは持たず、しかし独特のメンタリティはもち、その発展のある時期を除いて政治動員は広範でも集中的でもなく、また指導者あるいは時に小グループが公式的には不明確ながら実際には全く予測可能な範囲の中で行使するような政治体制」(リンス,1995,141 頁)をさす。

このモデルの特徴の最初に「限定された政治的多元主義」という言葉がある。民主主義体制は政治的多元性については何の制約ももたない。しかし民主主義体制の対極にある全体主義体制は完全にこれを否定している。それにたいして権威主義体制は体制の存続を脅かさない程度に政党の存続や労働組合の存在が許されている。また国民の政治参加に対しても民主主義体制下では排除されることはないが、全体主義体制下では国民が政治に参加することは許されない。権威主義体制下では体制にたいして受動的認知が得られれば、公然たる反対運動が起きないように大衆の非政治化が求められている。このように権威主義体制は、民主主義体制と全体主義体制の中間に位置しているものといえる。

これに韓は様々な理論を組み合わせて権威主義体制を「制限された政治的多元主義と低水準の政治的動員力をもち、恩恵と義務を伴ったパトロン-クライアント関係と権威に対する畏敬を強調する支配形式を土台とし、中央集権の強化を通して社会に対する垂直的、水平的統制と政治家を達成しようとする支配様式」(韓,2004,5 頁)と再定義した。しかし、民主主義体制でもなく、全体主義体制でもない体制を権威主義体制と区分する有効性は低下したといわれる。1970年代から1980年代中葉までの政治体制を見てみると、9割以上が権威主義体制であったのである(武田,2002,24 頁)。

またオドーネルは1960年台のブラジルとアルゼンチンにおいて相次いで登場した軍事政権を「官僚的権威主義」と呼んだ。これまでは経済が発展すると民主主義を導く(ウィーアルダ,2000,113 頁)といわれていたが、ラテンアメリカでは社会的経済発展が政治的民主主義に結実しないどころか強度の権威主義体制につながったということから理論をスタ

ートしている。官僚的権威主義体制になる過程を大まかに見てみると、ラテンアメリカはアメリカに経済的に従属しており、経済成長には大きな制約を受けている。経済成長が次第に減速していくと、国民の間から不満が出てくる。このときエリートは経済成長を縮小するか、それとも労働者を締め出して、抑圧し成長を継続させるかという選択を迫られる。そこでエリートは、経済成長を続けることを選択する。そのために、労働者を抑圧するために軍の力が必要とされたために、文官エリートと軍部が結託して官僚的権威主義を形成するといわれている(ウィーアルダ,2000,96 頁)。つまり経済的に危機になったときに、官僚的権威主義体制が形成されるといわれている(李,1999,21 頁)。官僚的権威主義体制はまとめると以下のような特徴を持つ体制である(間,1986,28 頁)。

- ① テクノクラート支配…政府の重要職が、複雑かつ高度に官僚化した機構の出身者で占められていること。
- ② 政治的排除…政府が大衆の政治参加への道を閉ざし、大衆の政治活動の鎮静化を図ること。その方法としては、軍隊や警察などの暴力機構による抑圧と同時に労働組合指導者を政府指名の名のものと交代させるなど組織面での垂直的な統制を用いる。
- ③ 経済的排除…大衆の所得分配要求を抑圧ないしはその実現を延期すること。
- ④ 問題の非政治的解決…経済・社会問題を、政治的制約を考慮せずに、テクノクラートの手によって「技術的に」解決しようとする事。
- ⑤ 資本蓄積過程との関連…官僚的権威主義体制の登場期が、後発資本主義国が輸入代替工業の「深化」、つまり労働集約的な消費生産財から、資本集約的な中間財・生産財生産主流への移行段階と一致していること。

が挙げられている。

官僚的権威主義と類似したモデルに上げられているのが「開発独裁」モデルである。このモデルは、「経済開発という国家目標を設定することで正当性を付与され、その目標に対し、一定の成果をおさめた独裁政治」(朴一,2002,46 頁)と定義される。その特徴は以下に集約できる。

- ① 一人のストロングマンが長期にわたって政権を支配する、いわゆる独裁政権が存立している。
- ② 急速な成長を達成するために、大統領を頂点とする中央集権的な資本蓄積体制が整備され、国民のエネルギーはすべて経済開発に向けられる。
- ③ 外資を積極的に導入するため、輸出自由地域が設定され、外資誘致の障碍になる労働運動が法的に規制されるなどの労働統制が行われる。
- ④ 反共主義が絶対化され、国民は自由な政治活動が制限される。とりわけ、経済開発の障害となる社会運動や言論の自由は著しく制限される。

このように異なる側面を持ちつつも共通していることは、民衆を政治から排除し、開発政策を貫徹するためには強権的な措置も辞さないということである。しかし藤原は開発独

裁については独裁の成立過程への因果関係が存在しないことなどを挙げ、「開発のために独裁を行うだけ」(藤原,1992,328 頁)というように批判的な見解を示している。このような批判がありながらも、アジア諸国では権威主義体制が開発イデオロギーに正統性の基盤をおいたことから、考察する必要性はあると思われる。

一方韓国も官僚的権威主義体制であったかどうかということで議論が分かれる。韓相震は、韓国は官僚的権威主義国家であるという理論を展開している(李,1999,22 頁)。3章で詳しく述べるが、1972年に成立した維新憲法を持って官僚的権威主義体制が成立したというのが彼の主張である。維新体制成立前には民衆の脅威水準が高まったために、例えば民衆の投票などの反対行動や国際収支の赤字から危機を感じ、より強固な権威主義体制を成立させたといわれる。

岩崎は閣僚ポストに占める軍人の割合を一覧表にまとめた(岩崎,1994,223~231 頁)。この表を見ると朴政権が維新体制を成立させた後のほうが閣僚ポストに占める軍人の割合が低下している。つまり最初のほうが、権威主義体制が強固であり、全政権になるとさらに閣僚ポストに占める軍人の割合は低下している。この表から推測すると、本当に維新体制が官僚的権威主義体制化ということには疑問が残る。このように韓国だけを見ても、韓国が官僚的権威主義体制かどうかについては意見が分かれるのである。

韓国が官僚的権威主義体制かどうかを議論するのがメインではないので、深入りすることは避けるが、以上のような体制がなぜ崩壊し民主主義的な体制へと移行したのかということについては様々な方向からのアプローチがなされている。以下ではその方法を簡単に検討し、本論文でとる視点を示すことにする。

第三節 民主化研究における分析視角の整理

民主化研究には様々な分析概念が存在する。木宮の分類によると大きく二つに分けられる。それは構造的要因と政治行為者の戦略的選択である(木宮,1995,183 頁)。それぞれの分析を簡単にみてから、検討を加え、本論文の分析枠組みを提示する。

はじめに構造的要因について論じる。この理論の代表的理論は「近代化論」(武田,2002)(恒川,2000)であり、リセットに代表される理論である。この理論の中心仮説は「社会や経済が近代化すると政治が近代化する」というものである。つまり経済が発展すれば上流階級と下層階級とのバランスを果たす中間層が形成され、民主化が促されるという議論である。この議論は先進国の対外援助にも採用され、冷戦当時には東西それぞれが自国のイデオロギーに途上国を近づけようとするさいにも活用された。この議論を中村は「2000 ドルの壁」(中村,1993,184 頁)で、ハンチントン「1000 ドルから 3000 ドル」(ハンチントン,1991,59~70 頁)の国民所得が民主化を促すとした。一方で渡辺も経済発展によって所得水準と教育水準が上昇し、都市中間層を大規模に創出させたことを民主化の要因に挙げている(渡辺 1990,21 頁)。しかし中間層については非常に曖昧な概念

であるために本論文の分析視角を提示する前に節を設けて定義づけを行う。

しかしこの議論の欠点は以下の2点に集約される。一つめは近代化のモデルが18世紀の欧米を中心にしたこととである。つまり欧米が進んできた経路と途上国は同じ経路をたどるというように歴史の差異を無視した議論が行われたことである。つまり世界各地から資源を容易に調達することができた欧米の産業と、限られた資源の中で、さらに国際経済の渦中の中で経済を発展さなければならぬ途上国を同一視してしまったことである。二つ目はアジア各国の中にはフィリピンのように経済の停滞が民主化を引き起こしたケースが出てきたことである。また南米では経済成長が民主化ではなく、軍と技術官僚が結託し、人民セクターを排除することで「官僚的権威主義体制」が登場した。このように経済発展(成長)と民主化には相関関係が無いように思われ、近代化論は衰退することになる。

また、国際構造的な要因については以下の二つが代表的な議論である。一つ目はカトリック教会の広がりである。ハンチントンは、初めは権威主義体制を保護していたカトリック教会も、人権弾圧が目立つようになってからは権威主義体制に反対し、その教えが中間層に浸透したとしている(ハンチントン,1991,72~84頁)。またキリスト教会は国内に閉じ込められている集団ではなく、国際的な繋がりをもつ集団であるために、途上国にとって無視することができないアメリカ、ヨーロッパとのつながりを持っていたために、弾圧できなかつたことも民主化を促進した要因といえよう。

二つ目に冷戦構造が挙げられる。冷戦の中でイデオロギーの対立があった。そしてソ連とアメリカは自国の体制に多くの国家を引きこむために、経済援助を行った。特に共産主義勢力が側にいる国や地域に対しては軍事的な支援も行った。それは一方では民主主義国と体制を転換させる圧力へとなった。多くの途上国は貿易や資金面で先進国に対して依存する関係にあった。そこでアメリカをはじめとする民主主義国は資金援助の代わりに民主化をするような圧力をかけてくるようになった。また冷戦が終結し、民主主義対共産主義のイデオロギー対決は民主主義の勝利で終わった。そのために共産主義体制に対抗するために権威主義体制を敷いていた国々はイデオロギーの正統性を失い、民主化の要求に屈したのである。

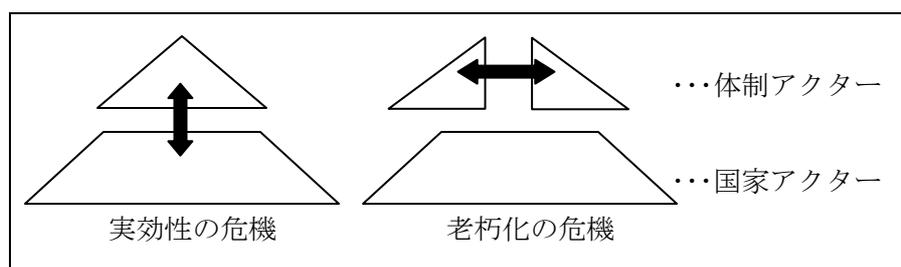
しかしどんなに構造的な制約があっても、国家が社会よりも優位な立場にある第三世界では、政治が経済・社会から自律したものであり、所与の社会条件の中での政治エリートの選択が結局は民主化促進の要因となる(武田,2002,57頁)という政治行為者の戦略的選択が民主化研究では主流を占めてきた。

体制側と反体制側をそれぞれ二つのカテゴリーに分けて、体制側の改革派と反体制側の穏健派がそれぞれの体制で優位な位置に来ることが民主化を促進するという説がまずある。また反体制側での運動に対して、体制側が運動を許容するパターンとしての「寛容コスト」と運動を弾圧するパターンとしての「抑圧コスト」を比較して軍内部で「寛容コスト」が「抑圧コスト」を上回った時に起こるといふ説もある、さらに「政府としての軍部」と

「制度としての軍部」のが予算をめぐる対立したりして体制を分裂させるという説もある。いずれの場合も民主化を決定するのは体制側での指導者である。この議論は武田とステパン、オドネルが代表者として挙げられる。オドネルは「内部の重大な亀裂の、直接あるいは間接的な帰結ではない移行の開始などありえない」としその理由として「弾圧を実行するまともに、能力、そして意志を維持している体制が、反対勢力のみから移行を強制されることなどありえない」(オドネル・シュミッター,1986,58～67 頁)というように内部分裂が決定的な危機を引き起こすとしている。

ステパンは「制度としての軍部」と「政府としての軍部」が軍の予算を巡り対立し、それがひいては民主化を引き起こすとしている。武田は軍内部の危機を「老朽化の危機」と「実効性の危機」によって説明した。前者は経済発展に成功したことにより、権威主義のルールの変更をめぐる体制内が分裂する。一方で後者は経済が停滞しているために、体制側が正統性を失い、軍部や利益集団の存在意義失うことになる。よって制度としての軍部が責任を逃避し体制側から離脱するために、市民の運動が加速され、権威主義が崩壊するというものである。

<図 1—1>



武田(2002)より作成

さらに武田はこれらの政治行為者の選択理論とともに、それぞれの国や地域がもつ特有な歴史にも注目する必要があるとも指摘する。

以上のように構造的要因は社会科学の一般化理論を打ち出すことに寄与したが、経済・社会的な側面が重視されるあまり、国家の役割が軽視されるという批判を受ける。一方で政治行為者の戦略的行為からのアプローチでは、国家の役割のみが過大評価され、「第三の波」がなぜ起こったのかという国際的な問題に対処することができない。また武田が指摘するように、民主化は政治指導者が決定するものであるという安易な結論に終始してしまうことにもつながりかねない。

第四節 中間層

中間層は非常に曖昧な概念であるが、民主化研究、特に近代化論においては重要な概

念である。しかし本論文においても中間層の役割は非常に重要な概念であるので定義づけを行うことにする。

曖昧さの原因としては中間層とはどのあたりの階級に属している人を指すのかということが定まっていないことである。崔は上部の軍部エリート、大資本家、保守的既得権層と下部の下級中間層、労働者、農民、都市貧民などの基層民衆との間に位置するものとしている(崔,1999,126 頁)。一方で岩崎は賃金取得中間層、インテリ層、非農自営業者、ホワイトカラー労働者としている(岩崎,1994,236 頁)。しかしここでは数多くの先行研究で市民側の民主化組織を学生、労働者、都市貧民というカテゴリー分けをしているものが多いのでここでは細かい分類を避け、企業で働くホワイトカラーという大まかなカテゴリーでくくりにする。

中間層の特徴について政治的側面では「反共理念を会得し、急進主義を嫌悪し、成長を第一の教義とする発展主義を積極的に受容する社会階層である。そうではありながら政治的権威主義または独裁に反対し、民主主義を支持する」(崔,1999,226 頁)勢力である。よって急進的な活動を好んだ学生運動や労働運動とは区別される。そのため体制側にとっては下からの民主的変革要求と挑戦にたいして、体制を擁護するための防波堤又は安全弁の役割を果たすものと見られている。後に詳しく論じるが 1980 年の光州民衆抗争で中間層が介入しなかったのは、以上のような中間層の性質から導き出される。つまり思想的には民主主義を好むが、1979 年は経済が成長している段階であった。そのために政治的な抑圧があっても自分たちの生活がそれほど困るような状況ではなかった。よって急進的にしかも暴力で体制に立ち向かおうとした光州の市民や学生に対して否定的な見解をとった。

また意識の面では「ものごとを批判的に考察できる一定の教育を身につけており、また安定した常勤職につき、自分が中産層(中間層)に所属しているという強い帰属意識があること」を挙げている(朴,2002,61 頁)。

よって高度な教育を受け、自分の立場に対して安定的で保守的な志向を好む中間層が民主化に関わったのはなぜかということ、そしてそれ以前に中間層は民主化運動に参加しなかったのかということをあわせて論じていくことにする。

第五節 本論文の視角

以上のような議論を通して韓国の民主化についての検討を行う。まずは近代化論の中で特に重視している国民所得から見ていくことにする。李らの<表 1—1>からも明らかなように、1985 年頃から国民所得は 2000 ドルを超えている。それにともなって中間層の比率も拡大している。

<表 1—1>

年代(年)	1946	1961	1966	1971	1976	1981	1985
一人当たりの GNP(ドル)	70	107	134	276	765	1719	2242
中間層の比率(%)					31	36	53

GNP は水野,1999,50 頁より引用 (ただし、1985 年のみは李,2001,281 頁より引用)

中間層は岩崎,1994,236~237 頁より重引(ただし岩崎の調査は 1975,80,85 年当時)

先に見た近代化論の中では権威主義体制の国の中には経済が停滞するケースも見られたが、韓国は 10 年間で順調に経済成長を遂げている。よってすなわち近代化論の分析枠組みが当てはまるケースとなるであろう。しかし中間層が「民主化の担い手となりうるのか、単に、民主的性向を与件とするだけでは説得力のある説明とはいえない」(木宮,2004,248 頁)し、「民主的性向を持っていることが…必ずしも自明ではない」(木宮,1999,124 頁)としている。一方で渡辺(1990)や岩崎(2001)においては中間層が政治的变化を望むようになり、政治参加を始めたという説や 6・29 民主宣言で終止符をうとうとしているというように 1987 年前後からの中間層を強調する議論もある。よって中間層に対する扱いに対しては賛否両方に分かれる。

このような論争の中で筆者は中間層の役割に対してある程度の評価を下す。それは先に中間層と対比される学生と労働者との投票行動に注目したことゆえにである。以下に歴代の国会議員選挙の結果を示す。

	日時	投票率	定員	第 1 党	議席獲得率	得票率	第 2 党	議席獲得率	得票率
第 1 代	1948.5	95.5	200	無所属	42.5	38.1	大韓独立促成	27.5	24.6
第 2 代	1950.5	91.9	210	無所属	60.0	62.9	大韓国民党	11.4	9.7
第 3 代	1954.5	91.1	203	自由党	56.2	32.6	無所属	7.4	7.0
第 4 代	1958.5	87.8	233	自由党	54.1	33.5	民主党	33.9	28.9
第 5 代	1960.7	84.3	233	民主党	75.1	32.7	無所属	1.7	4.7
第 6 代	1963.11	72.1	175	民主共和党	62.9	23.3	民政党	23.4	14.0
第 7 代	1967.6	76.1	175	民主共和党	73.7	37.3	新民党	25.7	24.1
第 8 代	1971.5	73.2	204	民主共和党	55.4	35.0	新民党	43.6	31.8
第 9 代	1973.2	71.4	146	民主共和党	66.7	27.1	新民党	23.7	22.8
第 10 代	1978.12	77.1	154	民主共和党	62.8	24.1	新民党	26.4	24.9
第 11 代	1981.3	77.7	276	民主正義党	54.7	27.4	民主韓国党	29.3	16.6
第 12 代	1985.2	84.6	276	民主正義党	53.6	29.4	新韓民主党	24.3	24.4

森山,1998,175 頁

出水,1998,343 頁より作成

特に注目するのは第 1 党と第 2 党との間の得票率の差である。ラインを引いた部分で

は第1党(与党)と第2党(野党)の得票率の差が小さいことがわかる。しかもその国会議員選挙の後には何らかの体制変動が起こっている。具体的には第4代国会議員選挙の後の1960年には「4・19革命」により李承晩は退陣し、数ヵ月後には新内閣が誕生した。第8代選挙の後の1972年には「10月維新」でより強固な権威主義体制が成立した。第9代は維新憲法に対しての不信感が表れた結果と推測できる。そして第10代選挙の後には朴政権が銃殺によって終結し、1980年の「ソウルの春」とよばれる光州民衆抗争が起こった。最後に本論文の主題となる民主化に影響を及ぼした第12代選挙がある。これは出水の先行研究から導き出されたものである。

藤原も韓国では体制が移行段階に入っていたり、不安定な状況になっていた時期が3回あったといわれている。それは1960年の「4・19革命」から1961年の「軍事クーデター」までの時期、1979年の朴暗殺から1980年の「光州民衆抗争」までの時期、そして1987年の「6・29民主宣言」以降である(藤原,1992,322~323頁)。よって1978年からの「光州民衆抗争」までの時期に、なぜ中間層が民主化運動に参加しなかったのかということ考察し、1987年との違いを明らかにすれば民主化に対する考察を行うことができるのではない。

以上のことから、急進的な学生や労働者が急進的な方法で政権に反対し野党に投票しただけではなく、それ以外の人々も野党に投票したと推測される。韓国の権威主義政権は自分の正統性を測るために選挙を実施してきた。ただし選挙はあくまで形式的なものであって、与党に有利になるように選挙の工作を行っていた。しかし得票率を見ると野党が与党に接近している時期がある。選挙の結果の後には体制側が正統性の危機を感じ、より強固な政権を誕生させるか、それとも崩壊するかというケースになっている。よって中間層は直接的に行動を起こして体制に危機を与えるのではなく、選挙という合法的な手段で体制に対して反対票を投じている。このことから中間層は「手続き的民主主義にたいする重要な支持勢力であった」(崔,1999,226頁)とも言うことができる。以下の章では、特に体制が崩壊又は変容した1958年の第4代国会議員選挙と1971年の第8代国会議員選挙、1985年の第12代国会議員選挙の三局面を中心に見ていくことにする。

なお藤原の区分で行くと分析は第8代国会議員選挙ではなく、第10代国会議員選挙を行わなければならない。先に述べたように韓国には民主化へ移行する機会が3回あり、その直前の国会議員選挙が第4代、第10代、第12代選挙だからである。しかしなぜ「ソウルの春」が失敗したかは四章でまとめて論じることにする。それは朴正熙が銃殺されて体制が不安定だったからという理由も考えられるが、それ以上に、国民が次の大統領を公正な選挙で選ぶことができなかったことがこのケースを外した要因である。つまり李承晩政権後と6・29民主宣言後には手続き的民主主義にのっとり選挙が実施されていた。また維新体制成立前にも一部不正な側面は見られるものの、手続き的民主主義にのっとり実施されていた。しかし「ソウルの春」については維新憲法下での間接選挙が行われていたので公正な選挙とは言い難い。よって維新体制崩壊後に民主主義が成立しな

かったかについては四章の一節と五節、六節でそれぞれ触れることにする。

なお出水の考察は民主化の時期による区分ではなく、選挙結果から体制変動を分析した点で韓国政治研究では新しい試みである。しかし選挙を通じて国会が膠着化し、その状況を打開するために体制が変動したという仮説をとっており、経済的構造や国際的な構造を無視している。よって出水のデータを使いながら、木宮の指摘した民主化要因である「政権側の非道特性の暴露によって市民が民主化運動に大規模に参加したこと、政権の軍事力使用を、台頭した政権内部の穏健派とアメリカ政府が抑制したこと」(木宮,1999,124 頁)を数値の面から再検証した。つまりそれぞれの章では節の違いはあるものの、選挙後の国会内の膠着化や分裂状況、その当時の経済政策、アメリカと韓国の関係を独立させて見ていくことにする。また中間層の動きについては、各章の「経済状況と経済政策」の節であわせて論じることとする。そして最終節で考察を試みる。つまり本論文の仮説は以下のようなものになる。

「経済成長によって発達した中間層が反対票を投じることで、体制側内部での基盤が揺らぎ、打開策を講じざるをえなくなったのではないだろうか。そして市民やアメリカの圧力によって体制は変容せざるをえなかったのではないだろうか」というものである。

第二章 李承晩政権の政策と崩壊

第一節 1958年の国会議員選挙の詳細

第4代国会議員選挙では憲法規定の改正をめぐる対立が争点となった。当時の与党である自由党は現大統領の後継問題についてどのように対応するかということを課題としていた。李承晩は1875年生まれで、58年には83歳になる。よって高齢による死去という不測の事態に備えておく必要があった。

その際に問題となるのは憲法で明記されている副大統領の位置付けである。韓国では大統領が欠けた場合には副大統領が大統領に昇格し、残りの政権をつとめることになっている。また副大統領は、大統領とは別に国民から直接選挙で選出される形式となっていた。そのために正副大統領が違う政党から誕生することが起こりえたとし、場合によっては政権交代が起こることも想定されていた。

実際に1956年の大統領選挙で民主党は申翼熙を正大統領、張勉を副大統領候補として大統領選挙に臨んだ。しかし申翼熙が選挙中に脳出血で死亡したことを受けて、同情票が張勉政権に集まった。その結果、正大統領は李承晩、副大統領は張勉となった。その後、張勉に対しての現職警察官による暗殺未遂事件が起こったことから当時の様子が緊張していたということがうかがい知れる。

この選挙以前に李承晩は自分の支持母体として自由党を創設していた。李承晩は自らの個人的影響力や威信のみでは支配の継続性が困難になっていた。よって政治的動員のための組織としての政党が必要だったために政党による支持が必要だった。当時野党の民主党も存在したが、言論統制の中で十分な活動を行うことができなかった。また支援勢力も国内に8.1%しかいない中間層のみであった。しかし1955年に野党連合が終結して民主党が誕生すると、権威主義体制と民主主義体制というイデオロギーをめぐる熾烈な攻防が繰り返された。ただし反共イデオロギーをかかげる李承晩政権下では「国家安保法」⁽¹⁾があったために、共産主義はもちろん、政権に対する批判も許容されなかった。よってイデオロギー対立も李承晩が左寄りでもなく、右寄りでもなく中道的なものに終始せざるをえなかった(木村,2001)。

与党と野党はともに競争を許容せず、伝統志向的な党指導層は自分の既得権を守ることをだけを考え、新勢力の進出は封鎖されていた。よってこの当時の政党はともに制度化水準や国民の支持と一体感形成の面においてきわめて低い水準の自律的な動員力と伝統的志向が強い名望家中心の政党であった。そのために与野党の政治的闘争は、私的で非組織化された追従勢力をもつ政党指導者や政治エリート間の闘争という性格を持っていた。そしてその闘争は理念的対立や階級的葛藤または新進エリートと伝統的エリート間の根本的な葛藤もなかった。すなわち与党と野党はともに保守的志向で、かつ伝統的な性向が強い勢力であり、彼らの間では高い水準の同質性が存在していた。李承晩が永久に権力を維持しようと試みたという事実もこのようなことに由来する。

第4代国会議員選挙に臨むにあたり、自由党は総議席の3分の2の獲得を目指してい

た。それは 56 年の危機の再来を防ぐことを目的とした憲法に変えるために、自由党単独で憲法改正ができる「改憲ライン」であったからである。一方で民主党は議院内閣制の成立を目指していた。そもそも民主党は悪名高い 1954 年の「四捨五入選挙」⁽²⁾に反対した勢力が集結した政党である。よって自由で公正な選挙を目差しての改憲を目指した。韓国の憲法は国会において在籍議員の 3 分の 2 以上の賛成を持って改正される。つまり国会が改憲の最終決定者であり、国会の議席配分が大きな意味を持っていた。よって今回の選挙は自由党が「改憲線」を確保するか、それとも民主党が「護憲線」を確保するかが争点となった。

第 4 代国会議員選挙は 1958 年 5 月 2 日に実施された。投票率は 87.8%であった。選挙の結果は<表 2-1>の通りである。選挙の結果、自由党は改憲線獲得に失敗した。一方で民主党は護憲線を獲得することができ、他の野党や無所属の協力を得ることなく単独で憲法改正を阻止できるようになった。

よって自由党内部にも政権交代の暗雲が立ち込めた。さらに選挙結果を受けて与野党それぞれで内部での分裂があった。自由党内部では民主党との妥協を目差す「穏健派」と、李承晩の政権維持にこだわる「強硬派」に別れた。一方民主党でも張勉を支持する「新派」と反張勉の「旧派」に別れた。59 年頃から穏健派と旧派は議院内閣制の導入と副大統領制の廃止をめぐる改憲を行うように水面下での交渉を行った。しかし強硬派と李承晩の反対にあって失敗に終わった。その後強硬派も正副大統領を一組として選出する制度を導入することによって民主党議員の離党を促したが結局失敗に終わった(韓,2004,86~89 頁)。以上のように第 4 回国会議員選挙を通じて与野党の中に亀裂が入っていた。

自由党は選挙結果を受けて、「民心が自由党から離れていることと、この後に自由党が選挙を行ったら、正副大統領を自由党が獲得することができない」(出水,1998,333 頁)という結論に達したという。

その後、60 年に行われた大統領選挙において 84 歳の李承晩は再び立候補した。そして 1958 年の国会議員選挙を受けて改憲が不可能だったために、前回の選挙に引き続き、正副大統領別々の選挙という状況下にあっては、副大統領も同時に当選させなければならなかった。その選挙をめぐる買収、脅迫、事前投票、投票箱のすり替えなどが起こるなどの不正選挙が実施された。中でも当時学生だった金朱烈の死亡はその後に起こる「4・19 革命」への導火線とされた。金朱烈は 3 月 15 日にデモに参加した後に行方不明になり、27 日に馬山市役所の裏手、中央埠頭付近の海に死体となって浮かんでいた事件である。死亡した金朱烈を警察が海に投棄したのである。この事件をきっかけに中高生を含む学生が蜂起した(池明観,1995,39 頁)。

「4・19」革命は学生が反李承晩政権行動を主導したことから「学生義拳」とも呼ばれる。しかしこの闘争は学生のみでなく都市の知識人層と都市中間層が都市居住者たちの同調を得た暴力的な行動である。腐敗した権力を選挙ではなく暴力でもってしてでも交代させなければならぬという行動が体制を崩壊させたといえる。李政権での中間層の果たした

役割について、韓の定義を少々長くなるが引用したい。「支配層は、自らが民主主義政権として北朝鮮の共産主義政権に対抗して自由と平等を守ると主張したが、その政権は非常に権威主義的であった。…たとえ権威主義的な政権であったとしても、選挙という一定の様式に基づいた行為を通じて、制限的ではあるが政権の正当性を持っており、民主主義の原理を遵守していると寛大に容認していた。特に、既成世代は、保守的であればあるほど、李承晩の支配を民主的だと擁護しようとした。しかし(1960年の)3・15不正選挙のような露骨な不正行為を犯した時、政権の道德性の基盤は完全に失われた。…(それが)きっかけとなり、政権の無能力と蔓延する政治腐敗に対して平素から不満を抱いてきた一部の間層が、学生と協力・同調しながら、次第に一つの大規模な抗争運動を発展させていった」(韓,2004,95～96頁)。つまり李政権は、第4代国会議員選挙の結果の後に行われた大統領選挙において、正副大統領を同時に当選させなければならないという問題に直面していた。そして不正を行ってでも後継者を残し、自分の政権基盤を継続させたかったといえる。

では与野党の得票率が接近したのは何故だろうか。それは韓国の世代層格差が関係している。韓の調査によると、1960年の調査で0歳から19歳までの年齢層が全人口の52%を占めていた。29歳までに構成比を上げると青年層が全人口の68%(韓,2004,77頁)を占めていたことになる。そしてこの格差は年齢だけでなく価値観にも関連していた。韓国では「与村野都」という傾向が強い。つまり農村の李承晩の権威主義体制を擁護する伝統的な価値観を持っていた階層と、都市での李承晩に反対し近代的な価値観を持っていた都市中間層の間にあった対立が、選挙の結果に出たのではないだろうか。李は自由党支持者を農村居住者と高齢者及び婦女で、しかも低学歴者と限定している(李,1999,55頁)。

<表 2—1>

第4代国会議員選挙結果 出水,1999,334頁より引用

	議席数(占有率)	絶対得票率
自由党	126 (54.1)	35.49
民主党	79 (33.9)	28.87
無所属	27 (11.6)	18.10
統一党	1 (0.4)	0.53

第二節 李承晩政権下の経済状況と経済政策(輸入代替工業の始まり)

韓国政治は大統領政治を敷いていたこと、そして権力を大統領に集中させていたために、大統領の下野または死去はすなわち体制の変化、変動を意味していた。これは経済政策においても同じである。この節では1950年代を通しての李承晩政権下の経済状況を簡単に見ていくことにする。

1945年に朝鮮半島が南北に分断されたことは、民族の分断をもたらしただけではなか

った。1945年8月の段階で重工業、電力、地下資源の90%以上は北朝鮮にあり(森山,1998,53頁)、みるべき産業を持たない農業社会であった。その中でも輸出を見る限り全輸入の10分の1にすぎず、輸出入の不均衡はアメリカからの援助によってかろうじて埋められていた。アメリカからの援助は多い時で韓国のGNPの1割を占め、予算に占めるアメリカの援助も大きく、毎年収入の3~4割はアメリカに依存していた(森山,1998,64頁)。

援助資金が国家を支えているにもかかわらず、産業の中心であった農村社会に行き渡ることはなく、商業部門に資本の大部分が流れていった。その典型的な例が1950年から開始された農地改革である。この改革中に不幸にも朝鮮戦争が勃発し徹底的・集約的な改革には失敗するものの、封建的地主階層から農地を小作農に分配することによって自作農を創出するというものである。また地主階層には農地買い上げの代償として資金を渡し、これを産業資本に投資させようという思いもこめられていた。しかし朝鮮戦争で疲弊し、さらにアメリカからの援助に依存していた韓国経済は地主に提供できる十分な資本を得ることができなかった。そのために売買自由な「地価証券」という証書を発行し、将来的には通貨と交換できるようにすることを約束した。このために土地の代わりに地価証券は現時点での収入にならなかったというばかりか、小作人がいなくなったために小作収入を失い、旧地主層は生計を立てることすら困難な状況に追い込まれた。よって政府が交換する予定だった地価証券を商業資本家に売却することになる。そのために地主を産業資本家に転換させるという計画は失敗に終わる。同様のことは日本が支配統治していた頃の「帰属資産」についても起こった。帰属資産は地価証券と交換で旧地主層に払い下げられることが計画されていた。しかし先に述べたように地価証券は商業資本家に売却されていたために、帰属資産は商業資本家層に払い下げられることになった(崔,1999,.)。

一方で農村社会の韓国では大半の人々が小作農であった。そのために農地改革によって小作農に土地を分け与えたにもかかわらず、小規模自作農をたくさん生み出しただけで、経済的な困窮は継続していた。

工業面では1950年後半あたりから輸入代替工業化を開始した。さらに農業の収入がさほど見込めなかったために、都市に出てきて、都市貧民として生活する人々が増えていた。この人々が輸入代替工業化へ寄与することになる。絵所は輸入代替を二つの時期に分け、前期を「安易な輸入代替」と呼び、高度な経済成長を達成することに寄与したという。それは以下のような理由で説明されている(絵所,1989,23頁)。

- ① 相対的に小規模で効率的な生産が可能なこと。
- ② 未熟練労働者・半熟練労働者で十分なこと。
- ③ 高度技術を必要としないこと。

以上のような条件の下で非耐久消費財やそれらに使用される生産財の生産が行われるようになった。

この政策を推進したのは自由党幹部と高位官僚、都市部の経営者で構成された政治連合

勢力である。その際に用いた政策手段としては高平価維持政策⁽³⁾と金融特惠である。公式レートと闇市場レートの差を極大化させ輸入許可権を受けた経営者はドル配当さえ得ることができれば大きい利潤を得ることができた。また金融統制と特惠配当は、企業家に対する政府の統制権と影響力を維持するための措置として利用されることになった。また帰属財産の一つであった銀行株式は政府が管理していたために、政府は銀行人事権を掌握することができ、貸し出し業務にも影響を及ぼし、特定企業家に特惠を与える見返りとして政治資金を確保する手段として活用した。しかし、李承晩は十分な経済的な見識を持ち合わせていなかったため、これを主導する立場にはなかったといえる。よって政治は政権側が握っていたが、経済については政党の幹部が握ることになった。つまり経済問題に関しては専門家に大幅に依存しなければならなかった。よって李承晩政権下の権威主義体制は経済成長に正統性を置いていない。もしアメリカからの開発政策を受け入れたならば、金融特権を基盤にして結ばれている党の幹部、高位官僚、企業家の関係を崩壊させてしまう恐れがあるからである。よってアメリカからの資金を受けつつもこれらの関係化では現状維持を望んでいた。

しかし1958年からアメリカからの援助が、北朝鮮からの防衛から日本の発展へと政策の変化により激減する。しかも援助の主要な形態が無償援助から借款中心に変更されることになった。そのためにこれまで拒み続けていた開発政策を受け入れざるを得ない状況に直面することになった。そして長期開発政策を作成しなければならないという状況に陥ったが、これまで既得権益を独占していた三者の関係を崩壊させるために容易なことではなかった。1958年に7.0%だった経済成長率は翌年には2.1%まで低下し、不景気と失業が大きく増加した(韓,2004,81頁)。また経済成長の鈍化によって物質的な供給も減少しインフレも急上昇した。このような経済的停滞と雇用機会の減少は大学を出た若年たちを挫折感に陥らせたと同時に、自由党への不満を持つきっかけとなった。

しかし腐敗が明るみになっても体制が大きく変動することはなかった。それは先にみたように、この当時の中間層は、選挙が実施されているために李承政権に対して寛容だったからである。そして彼らは民主主義の手続き的な側面を重視する勢力である。よって選挙では野党に投票したにもかかわらず、この癒着に対してはある程度無関心であったといえよう。ここから経済政策を通して中間層が体制を否定する要素は存在しなかったといえる。しかしこの癒着にもアメリカが援助を削減することによって経済的な停滞に陥った。つまり韓国経済はアメリカの援助によって影響を十分に受ける。そこで次節では李承晩とアメリカの関係をみていくことにする。

第三節 アメリカの対韓政策の変化

李承晩が11年間政権を維持できたのは反共イデオロギーを持っていたからであるといわれる。それは冷戦構造の真っ只中で反共の中心であるアメリカが、反共を掲げ、親米に

徹した李承晩を支持し、軍事、経済面で支援を惜しまなかったからである。よって失脚した理由はアメリカが反共の最前線であったにもかかわらず、韓国政治の安定のために李承晩を見捨てたことも背景にあったといえる。

アメリカは開放後に李承晩が韓国に戻り政治活動を行うことを好ましく思っていなかった。李承晩が韓国で政治活動を行うことは米軍政実施の障碍になると憂慮されていたからである。しかし反共イデオロギーを持つ李承晩はアメリカにとって必要な人物であり、彼に代わるような指導者はいないとアメリカ政府は判断していた。アメリカでその考えが顕著に現れるきっかけとなったのが朝鮮戦争である。朝鮮戦争は北朝鮮側が 1950 年 6 月に民族統一を目指して南進してきたことから始まった。当初は北朝鮮の軍事力の圧倒的な優位さにより韓国は劣勢だった。その後、アメリカを中心とする「国連軍」が韓国側にたって参戦し、中国人民義勇軍が北朝鮮側に立って参戦したことによって一進一退の攻防を繰り返した。そして 1953 年には休戦協定が結ばれる。しかし休戦協定は李承晩が拒否したため、韓国が北朝鮮と結んだのではなく、アメリカが韓国の代わりに結んだものであった。それでも、韓国の周囲には北朝鮮、中国、ソ連といった社会主義国が存在していたために、アメリカは韓国を共産主義から守りたかった。そこでアメリカへの留学経験と、強い反共イデオロギーを持ち、また「建国の父」として韓国内で人気の高かった李承晩に支持を表明することにより、アメリカは韓国の共産化を防ごうとしていた。

朝鮮戦争は一方で民族分断という現在まで続く歴史的な残骸を残したが、他方でアメリカからの援助を引き出し、困乏するな経済にかすかな潤いを与えることになった。李承晩は休戦協定を結ぶ代わりに米韓の間に防衛条約を結ぶことを要求した。これは韓国が北朝鮮から攻められた場合、アメリカが韓国を守ってくれるというものである。この条約を締結させたいという李承晩に対して、当初アメリカは冷淡な反応を示した。それに対して李承晩は国連軍の傘下から韓国軍を撤退させるという威嚇や、韓国軍のみで北進統一を行うという声明を発表した。両国の間で緊張関係が続いたが、交渉の結果、米韓相互防衛条約が締結され、アメリカ軍が韓国に駐留することになった。また 54 年には南北統一問題が米ソから国連に移管され、ジュネーブ会談では韓国側の要求を基調として朝鮮統一決議が提議された。経済援助については、国連で UNKRA (国連韓国再建団) による 53 年から 58 年までの 1 億 2230 万ドルの援助のみでなく、アメリカによる 53 年から 55 年までの 30 億ドルという巨額の援助があった(森山,1998,64 頁)。

アメリカにとっては韓国が周囲を社会主義国で囲まれているために、共産化することを防ぐために支援を行ったばかりか、冷戦構造の中で朝鮮半島内での経済的対立にも勝利する必要があった。世界大戦が終結し、植民地だった各国が独立を果たした時に、自由民主主義体制を選択するのか社会主義体制を選択するのかということは、国際関係の中でのイデオロギー対立にも勝利することを意味する。つまり多くの途上国にとって社会民主主義よりも自由民主主義の方が魅力のある体制であるということを証明するためにはどうしても経済的にも北朝鮮に負けるわけにはいかなかった。

しかし政治と経済の双方で 1950 年代後半から米韓関係に変化がみられる。それはアメリカのアジア政策が日本を中心としたものに移ったからである。森山はこの事態を以下のようにまとめている。「アメリカのアジア政策は日本を中心としてアジアの非共産主義諸国を政治・経済・軍事的に統合する事を基本とするものであった。この地域主義構想では地域内での勢力均衡体制の構想を目指すという意味で政治的な政策であると同時に、『周辺』である地域への直接の関与の回避という傾向を生じ、さらに経済的には自由貿易体制と結びついた地域分業体制を想定していた」(森山,1998,66 頁)。これはアジアで植民地だった国々が独立し、自律した国づくりとは全く逆行するものであった。また韓国が軍事・経済面で大きくアメリカに依存していたために、アメリカのアジア政策の転換は韓国国内での軍事・経済援助を緊張・対立として先鋭化するきっかけとなった。その理由として日本を先に占領統治し、様々な改革を行ってきたために経済力もあるということがまず挙げられる。さらに先に日米安保条約でアメリカ軍が日本の基地を使用することが許されたために、台湾、韓国双方の中間点でどちらの国をも共産化から守ることができるという理由から出てきたものである。しかし背景には、「ドル流出を防ぐために無償援助を借款に切り替え」(池東旭,2002,45 頁)、ドル防衛を行うために政策を変更したといえる。

個別的・具体的にみてもまず軍事援助については、そもそも米韓相互防衛条約はアメリカの自動的な軍事介入を保障するものではなく、むしろ軍事的介入の解消と非軍事的手段を重視するアメリカの政策だった。それゆえに李承晩はこの条約に対して不満を持っていた。そこでインドシナ半島へ韓国軍を派遣して韓国の戦略的地位を高めることを主張した。他方で日本との国交正常化を促されるとアジアへ反共戦線の連携を模索して日本との対立の構図を作った。そしてアメリカが予定していた日本中心の勢力均衡体制を目差すために、軍事ウェイトが経済援助のウェイトよりも大きかったものを、経済援助中心に変更することに対して強く反対した。その結果として平和よりも戦争を好むという印象を受け、国際的基盤を失うことになった。

経済的な面については、先にアメリカが援助ウェイトを軍事から経済へと変化したと述べたが、経済援助の額自体の削減も行われた。アメリカは経済復興の重要地点に日本を挙げており、韓国には経済の安定を目標にするように促した。しかし李承晩は経済援助によって国家主導の経済運営と工業化で、朝鮮戦争の後経済復興を目差した。そのため援助額の削減に反発した。さらにアメリカに対し李承晩は「韓国を再び日本の勢力圏に陥れようとする企画」(森山,1998,67 頁)と考えて反発した。そのためにアメリカの計画にとって李承晩はアメリカの構想にとって次第に障碍になっていった。

アメリカとの関係が冷え切った状況の中で起こったのが「4・19 革命」であった。これまで反共の防波堤としてアメリカは支援をしてきたが、以上のような状況下ではアメリカは支援を行わなかった。政府が非常戒厳令を敷きデモ隊を鎮圧しようとしたにもかかわらず、「マカナギー駐韓米国大使は李承晩大統領に『民衆の正当な不満に答えるべきである。一時のしのぎはゆるされない』と最後通告を突きつけた。軍部は厳正中立を表明した」(池東

旭,2002,52 頁)。その結果李承晩は学生と都市中間層が主導する反体制運動によって 4 月 24 日に大統領代行を辞任し、続いて下野を発表し、国会に辞表を提出した。そして 5 月 29 日に金浦空港に待機していたチャーター便でハワイへと亡命した。そして解放から政権を維持してきた李承晩政権は 12 年の政治に幕を閉じることになった。

第四節 民主政治崩壊までの過程

李承晩政権での大統領制による長期政権に懲りた国民は議院内閣制を選択した(池明観る,48 頁)。そして第 5 回の国会議員選挙にいて民主党は自由党に圧勝し、大統領を象徴的な存在とし、張勉首相による政権が誕生した。張政権は自由化と民主化を推進する一連の措置をとった。まずは言論の自由を法律によって保障した。また政党の活動も自由化した。民主党の幹部は「内閣責任制で独裁の再発を防ぐことができると信じ、自由な世論の暢達と政党活動を通した議会制民主政治の実現が可能だと考えた」(韓,2004,97 頁)。

しかし順調な船出だった政権はリーダーシップの低下と社会の混乱を招いた。願ってもなかった権力が、急に転がり込んできたために、民主党内では権力をめぐっての対立が起こった。大統領を中心とする政治を行うべきであるという旧派と、総理を中心とした政治を行うべきであるという新派の対立である。この対立は旧派の離脱で幕を閉じるが、それ以外にも民主党の政権維持を危うくする政党が多数存在した。さらに 4・19 革命を担った学生は南北朝鮮の統一を主導すべきという要求をかかげた。しかし要求が拒否されると運動を急進化させ、自らが南北会談をしようという動きも見せた。また米韓関係の悪化により、経済的にも悪化していた。このように多くの制約を伴っていたなかで政権を大統領制から議院内閣制に変えること、さらには権威主義体制を民主主義体制に変えることは困難であった。

そんな中、1961 年 5 月 16 日に朴正熙少将を中心とした軍部のクーデターによって長勉政権は終わりを告げる。クーデターは表面的には現政権の混乱と政治腐敗を一掃することを目指して起こしたと述べた。さらにこのクーデターに対してはアメリカの支援もあった。このことについては次の章で分析することにする。

第五節 なぜ民主主義は崩壊したのか

張勉政権は政権発足から一年で崩壊してしまう。その背景を政権側と非政権側に分けて分析してみることにする。先に非政権側から見てみると、学生と中間層の意識の違いを指摘することができる。不正選挙によって手続き的な民主主義の原則を裏切られた中間層は、李承晩政権を崩壊させるために立ち上がっている学生と利益を共にし体制崩壊に結託して立ち向かった。しかし学生は先に述べたように李承晩政権の崩壊よりも北朝鮮との統一を目差して急進的な行動をとっていた。一方で中間層はこれまで抑圧されていた言論の自

由も確保できるようになったことで、ある程度は現在の政権に対して信頼をもっていた。つまり 4・19 革命を境に中間層と学生は目的を共有する集団ではなくなっていた(崔,1999,23 頁)。さらに革新勢力は都市に限定されていたものであり、識字率が低い農村は権威主義を志向する地主層にとって支配されていた(森山,1998,48 頁)。つまり社会内部に民主主義を受容する基盤がまだ存在していなかったといえる。よって「権威主義的支配を展開するのに有利な構造的・文化的条件」(韓,2004,99 頁)が韓国社会では未だに浸透していたといえる。

一方で体制側は、張勉政権の内部に求心力をもった勢力が存在しなかったことと、政権成立時から政治的な個性や資質を持っておらず、粗暴な韓国政治に適さないことを挙げている(韓,2004,99 頁)。また多くの野党を生み出してしまったために、国会内部で政策を支える多数派を形成することができずに国会を混乱させた。さらにこれまでの権威主義が染み付いている財閥は将来の政権に不安を持っていたために、積極的に関わることで次の政権で不利益になることを恐れて支持を表明しなかったことが挙げられる。つまりハンチントンが、権威主義体制が登場する要因に挙げているように「大衆の政治化水準や政治参加は増大するが、これを政治的に統制する制度の『制度化』水準があまりに低い」(韓,2004,7 頁)ことが軍事クーデターを引きこした理由であると思われる。

注

(1)国家保安法

韓国の治安法の要にあたる法律。1948年12月に制定され、翌年に最高刑が死刑に引き上げられた。反国家団体の構成員や同調者などを処罰する内容で、北朝鮮を含めた社会主義国家への往来や接触も禁じられた。この法律に違反しているものを知りながら、当局に通知しないことも「不告知罪」として処罰の対象になる。政府批判を押さえ込む道具として利用され、人権侵害を引き起こすと同時に、社会主義国とも国交し南北が交流する時代には合わないとして、改正や廃止の要求が続いているが、今も存続している。

(2)四捨五入改憲

いったん否決され、不成立となった李承晩の三選を可能にするための改憲案を、自由党が工作を行って成立させた事件。初代大統領に限り、三選制限条項を撤廃し終身大統領執権を可能にする自由党の改憲案は、1954年11月27日投票に付され在籍203名中賛成135票で改憲定足数の136票に1票不足で否決された。しかし政府は二日後在籍203名の3分の2は135.3333…名であるとして、四捨五入すれば135名であるとして、いったん不成立となったものを成立させた。

(3)高平価維持政策

当時の韓国は輸入代替工業に取り掛かったばかりであり、アメリカから原材料を輸入し、国内で消費するスタイルをとっていた。そこでウォンをドルにたいして高い水準に設定し、韓国への原材料の輸入を有利になるようにした。もともと輸出を念頭においていなかったために、ウォン高ドル安であっても韓国国内の国際収支が悪化することはなかった。むしろ安く原材料を輸入し、付加価値を多くつけて消費することで企業連合は多くの利潤を得るようなシステムになっていた。

第三章 維新体制の成立と経済成長

第一節 1971年の大統領選挙と国会議員選挙の詳細

維新体制が成立した要因は、①朴正熙が政権を延命させようとした説、②経済的危機や社会運動の高揚に対応するためという説、③国際情勢の変化に対応できる国内体制の構築をするためという説(出水,1999,332 頁)がある。しかし韓は維新体制成立前の韓国は、社会経済危機は深刻でないし、既存の政治体制と政権を驚かすほどの体制否定的な危機ではなかった(韓,2004,269 頁)とし、出水が挙げた要因のうち②の説を否定している。その上で、朴が政治的選択として維新体制を成立させたという見解をとっている。そこでこの説では政治的な危機が果たしてあったのかを、維新体制が成立した直前の第7代大統領選挙と、第8代国会議員選挙について検討する。

① 第7代大統領議員選挙

1971年4月27日に第7代大統領選挙が実施された。立候補したのは朴正熙と金大中である。またこの選挙を実施するに先立って、1969年に与党の民共党は憲法の改正を行った。改憲内容は大統領任期を「二期」と定めていたものを「三期」に変更したことである。つまり、当時の憲法規定だと、朴正熙は第7代大統領選挙に立候補ができないことになる。そこで改憲のために民共党は、野党を排除して国会別館で本会議を開き可決させた。この改正案は国民投票で信任され、憲法の改正が行われた。ちなみにこの改憲は「ひったくり選挙」とよばれ汚名を残した。しかし韓国経済が発展していた時期であったので、韓国に繁栄をもたらしたという理由で朴正熙や民正党に対して国民は支持していた(池東旭,2002,110 頁)。なおこの選挙の争点は、朴正熙による政権の維持か、それとも野党による政権の交代かの選択であった(出水,1999,331 頁)。

朴正熙はこれまでの経済政策の成果を強調し、成長路線の継続のために政権維持を訴えた。一方で金大中は李承晩長期体制と朴正熙を同一視させることで、長期政権が復活することの危険性を訴えた。また朴正熙の経済政策における負の側面を全面的に押し出すことにより支持を訴えた。具体的にみると国内では年平均10%以上の経済成長率を果たしたものの、階層・地域間の所得や富の分配格差が次第に悪化してきており、生活世界における心理的剥奪感と相対的排除感が増殖されていた。また「富益富貧益貧」⁽¹⁾現象が進行していた(李,1999,62 頁)。

つまり選挙の争点は政権の維持か交代かであったが、経済発展していた朴正熙の出身である慶尚道と疎外地域であった金大中出身の全羅道という地域を巡る争いという側面もあった。一方、ソウルは李承晩政権の頃に実施された輸入代替工業化で農村から出てきたものの、経済成長の恩恵にあずかっている貧民と経済発展の恩恵を受け、高等教育を受けている中間層に分かれていた。そのためソウルでは支持が分極化した。なお韓国の研究では地域感情や地域対立という言葉がよく使われる。それは工業地域の慶尚道と農業地域の全羅道という経済的な意味で使われることもあるし、各地域出身の政

治指導者を指し、慶尚道の朴正熙(その後の大統領の全斗煥、盧泰愚)と全羅道の金大中というように政治的な意味で使われることもある。

選挙結果は<表 3—1>の通りである。選挙には当選したものの、僅差での勝利、予想を下回る得票は、朴正熙にとって最も深刻な問題としていた政権の維持に暗雲が立ち込めるものとなった(韓,2004,270 頁)。またこの選挙に対して朴正熙はなりふりかまわぬ選挙運動を繰り広げた。金をばらまき、有権者を強制動員するなど、かつての1960年に実施された李承晩政権下での不正な大統領選挙を髣髴させるものであった。そのため不正選挙との疑いが強まった(池東旭,2002、111 頁)。しかし朴正熙と李承晩の違いは以下の二点に集約できる。一つ目は高度経済成長の実現という手段的正統性(韓,2004,272 頁)が作用したこと、二つ目は、有権者は朴正熙がこの選挙を最後に退陣すると考えており(池東旭,2002,111 頁)、ある程度は朴正熙に対して寛容だったといえる。

しかしこの選挙後に待っていたのは民共党の内部分裂の深化である。先の憲法改正を強行的に行った時点ですべてに民共党内部には朴正熙への支持が低下していた。そこで第8代国会議員選挙に向けて、朴正熙は「暴力の専門化」とよばれる政府内のエリートを前面に大挙進出させた。そして自らの長期政権に反対する勢力を暴力、強権そして場合によっては金銭で懐柔してきた(韓,2004,219 頁)。また大統領選挙で金大中から僅差にまで追い込まれたことは、民共党内での危機をももたらした。それは経済発展の結果、産業構造が高度化し、農村人口が減少しているために朴正熙にとって支持基盤を失う(韓,2004,220 頁)ことを意味していた。具体的には経済発展の結果、国内では農村から職を求めて都市部へ出てくる人が増えてきており、「与村野都」が一層鮮明になっていた。つまり朴正熙に依存していた民共党議員にとって、朴正熙の強攻策はこれ以上の正統性を確保できるかということは心配の種だった。それゆえ民共党内部には、これから先も朴正熙についていくのか、それとも離反するのかを巡って対立があった。

<表 3—1>

第7代大統領選挙結果 慎,1999,160 頁より引用

	総投票数	絶対得票率
朴正熙	6432828	53.2
金大中	5395900	45.3

② 第8代国会議員選挙

先に行われた大統領選挙を受けて1ヵ月後の1971年5月25日に第8代国会議員選挙が実施された。民共党は内部分裂を抱えたままで選挙に望むことになった。なおこの選挙は大統領選挙と一体になって進められたので各党とも国会議員選挙に向けての独自の公約は準備されなかった(出水,1999,330 頁)。しかし先の大統領選挙で政権維持に

危機を募らせた朴正熙は、野党が多くなると国会が混乱し、北朝鮮からの挑発を受けるという、民共党への支持を訴えた。一方で野党の新民党は独裁を牽制するためにも監視装置の必要性を訴えて選挙に臨んだ。

投票率は**73.22%**であった。選挙結果は<表 3—2>の通りである。この選挙結果から、民共党の議席は改憲ラインの**3分の2**を割ったばかりか、新民党以外の野党と協力しても改憲を行うことができない状態になった。一方で新民党は単独で憲法改正を阻止することができたばかりではなく、単独での国会召集を可能にした(葛,1993,431 頁)。

<表 3—2>

第8代国会議員選挙結果 出水,1998,329 頁より引用

	議席数 (占有率)	絶対得票率
民主共和党	113 (55.4)	34.98
新民党	89 (43.6)	31.83
国民党	1 (0.5)	2.91
民衆党	1 (0.5)	0.99

民共党は、大統領選挙と国会議員選挙の双方において、前回の選挙と比べて得票率の低下や議席の減少という結果に終わり、政権基盤が不安定になった。そのために朴正熙は新たな策を講じる必要が出てきた。それは以下の**3**点に集約できる。ただしこれは朴正熙が政権を維持するめに出したものであって、国民の利益を第一に考えて出されたものではない。

- ① 財産権の制限や言論や出版の自由という国民の権利を、国家が非常事態(1)の場合には制限できるようにする「有事立法」を成立させ、国民の権利を抑圧する。しかし大統領選挙あたりからデモが頻発しており、デモが起こると社会が混乱して北朝鮮からの攻撃に遭うという理由での権利抑圧であった。
- ② 北朝鮮と秘密裏に対話を行い、自主、平和、大団結を掲げ(池明観,1995,79 頁)南北共同声明を発表し統一の夢を見させた。そのために国内で「先建設後統一論」を「先統一後建設論」にきりかえることを発表した(孔,2004,113 頁)。しかし朴正熙は南北統一の意志などは持っておらず、会議が進展しないのは北朝鮮のせいであるとして非難した。
- ③ 選挙を通じて農村での支持をえられなかったのを危機だと考えて、「セマウル運動」を実施した。セマウルとは韓国語で農村を意味する。農村・都市間の経済不均衡によってもたらされた所得格差の是正と生活水準の向上をねらって実施されたものである。そのために経済的な側面では、自分たちの所得と生活水準を高めてくれた朴正熙に対して敬愛と尊敬の念を抱く人が多い(水野,1999-c,52 頁)といわれている。

以上のように政治的な不安定に対してアメとムチの政策により、反対勢力の行動を抑圧させた。そして1972年10月17日に全国に戒厳令宣布し、国会を解散させた後に、国会機能を代行する非常国务会議のもとで改憲論議がなされた。11月21日には戒厳令下で国民投票を実施し、「南北間の対話を推進し、米中和解で始まった国際関係の変化とそれが朝鮮半島に及ぼす安保状況に、効率的に対処する目的」(韓,2004,227頁)として、維新憲法を成立させた。維新憲法によってこれまででもっとも強力な「軍部権威主義体制」が成立した(田村,1998,23頁)。また韓国憲法史上で大統領の地位と権限を最も強化したものである(葛,1996,719頁)。

維新憲法の特徴は以下の通りである。

- ① 大統領選挙は直接選挙から、大統領選挙のために設置された統一主体国民会議で間接的に選出される。また任期は無期限の6年制にする。
- ② 国务総理の任命は国会の承認を受け大統領が行う。
- ③ 大統領は国会解散件を持つ。また国会議員の定数の3分の1は統一主体国民会議からの推薦で選出される。など

以上のことから、朴正熙は選挙によって基盤が揺らぎ、これからの政権運営が不安定になっていた状況下で、全国に戒厳令を敷いて永久的に大統領に留まろうとしていたことが考えられる。以下二節では維新体制化の経済政策を中間層の動向とともにみていくことにする。

第二節 朴正熙政権下の経済状況と経済政策

(輸入代替工業化から輸出主導型工業への転換)

文民統治であり、かつ議院内閣制を敷き、言論の自由を保障していた張勉政権を暴力によって倒したクーデター勢力にとって、正統性の欠如は大きな負担だった。よって軍部政権内部では長期経済開発を通して正統性の欠如を克服しようとした。つまり道徳的欠損を物質的補償で埋めることによって、暴力による政権強奪を正統化することを試みたのである(韓,2004,142頁)。さらにクーデターを起こした当時、経済面では韓国よりもむしろ北朝鮮の方が優位な位置に立っていた。これでは体制競争に敗北するので、実力で北朝鮮に対抗するためには経済面で北朝鮮を凌駕しなければならなかった。そこで朴正熙は正統性の面からも、北朝鮮への対抗意識の面からも経済政策を実行することになった(池東旭,2002,104頁)。この節では経済成長を目差した朴正熙政権の1961年から1970年までの経済発展の軌跡と、民衆の動向を考察する。

クーデター勢力は、1959年以来経済援助が削減されながらも、1961年当時で予算に占める援助の割合が52%を占めることを憂慮していた。援助額が52%であることは、アメリカの発言権が52%を占めると、朴正熙が自虐的な発言をしていたことから危機感を感じていたことが分かる(韓,2004,146頁)。さらに1959年には輸入代替工業も限界に達し

ていた(厚母,1992,82 頁)。農業が中心の韓国にとって、外国からの原材料の輸入は大幅な資金を必要とした。また都市に貧民が多かったために国内需要も限界に達していた。そこで経済の自立化をはかるために 1961 年 7 月に最高会議は第一次経済計画を樹立した。

しかし朴正熙らは明確な経済ビジョンを持っていたわけではなかった。実際、第一次経済計画は最高会議で財政分野を担当していた柳原植と経済学者の朴喜範であった(服部,1998,66 頁)。朴喜範は慶座員自立化をはかるための基礎として「内包的工業化戦略」を実施した。これは以下の 3 点に要約できる(韓,2004,147 頁)。

- ① 自立経済を促進するために原始産業と消費加工業との間の架橋的役割を担う基礎的生産財興行を優先的に建設すること。
- ② 内資を積極的に動員し、その管理運営を政府に集中させること。
- ③ 明確な国家主権、国益を優先し、援助と外資を効率的かつ主体的に活用すること。

また、経済官庁よりも強い権限をもち、長期経済開発政策を執行、管掌するために経済企画院が設立された。つまり、国家主導での開発政策を実施し、輸入代替工業を実施しようとした(大西,1992,102 頁)。

しかし韓国の工業は三白産業(原綿、原糖、小麦粉)または三粉産業(セメント、原糖、小麦粉)が主体であった。さらに電力不足のために、社会資本の整備も不十分であった(田村-a,1998,6 頁)。このような状況に対応するためには多くの資金が必要だった。しかし経済の成長よりも安定を優先させようとしたアメリカは、援助ばかりか借款をも拒んだ。そのため、韓国政府は貨幣改革を断行した。それは「旧券圓貨の流通と取引を禁止し、呼称価値を 10 分の 1 に切り下げた新ウォンを法定通貨として発行した。そして新券への交換の一部を強制的に金融機関に預け入れるようにさせ、その資金を使って産業開発公社が工場建設に投資できるようにするもの」(木宮,1994,9 頁)である。この案は国内企業からの強い反発を買い挫折した(韓,2004,150 頁)。また政府は目標としていた経済成長を実現できなかったとして、国民からの強い反発を買った。しかしこの反発はホワイトカラーの一部に留まった。それはマスコミを政権側が統制していたからである。具体的にはマスコミに対する財政面の規制や、紙面の制限、用紙供給の削減などで間接的に統制を行ってきた。つまり政権はマスコミを政権に忠誠を誓うものへと変容させていた。しかし結果的に経済開発計画は変更を余儀なくされた。端的に言えば内包的工業化戦略の放棄を意味していた。経済開発計画は国内で強い反発にあい、企業や民衆からの協調を得られなかったことは、国家の自律性の低さを物語っている。

しかし 1962 年には一部の内包的工業化戦略を放棄し、輸出主導型の工業へと転換していた。それにともない 1963 年から経済開発計画は大幅な修正作業に取り掛かった。これまでの大規模な財政投資を必要とする発展戦略から後退し、通貨価値の安定を目的とし、経済の安定化に努めるようになった。修正前には最高会議が経済開発計画を担当したが、修正案は経済官僚が主導権を握って行われた。ここから経済企画院の権限が強化されるようになった。

修正計画では初めに輸出業者に対してアメとムチの政策を断行した。李承晩政権以来強固な関係にあった自由党と企業との関係を壊し、企業が政権に依存し、輸出事業を推進せざるを得なくなるように平価切下げ政策を実施した(韓,2004,154 頁)。つまり輸出産業以外に、それよりも高い利潤をえる方法をなくした。一方で税金を免除したり、銀行からの融資を低金利で行ったり、補助金を出すなどの優遇措置を行った(朴,2002,107 頁)。しかし国内で調達できる資金には限界があった。そこで外資を導入することによって不足分を補おうとした。ただし外資といっても、ほとんどはアメリカや日本からの借款でまかなわれた。政府が直接投資を避け借款にこだわったのは、多国籍企業によって経済のイニシアティブが外国に移ることを政権側が危惧したからである(山下-a,1994,79 頁)。また借款の形をとると国家を通して資金が提供されるので、国家の役割が大きくなり、経済を統制できるようになった。さらに投資という形をとった場合、再支配を警戒する国民の感情が爆発する恐れも高かった(田村-a,1998,7 頁)。それでも借款を利用して軽工業の輸出を中心に経済成長率は 1966 年時点で 13.4%を記録した。これは当初予定していた 8.3%を大きく上回るものである。また第一次経済開発計画が行われた期間の経済成長率は 8.3%とこれも予定だった 7.1%を上回った(李,2001,145 頁)。実際に輸出主導型工業に乗り出してからは高成長や産業構造の高度化が進み、失業率は低下した。

しかしこれらの政策によって経済は成長したが大きな問題を幾つかはらんでいた。まず、韓国は輸出中心の産業のために海外への依存度が高まり、1964 年の時点で貿易依存率は 16.9%と GNP の内約 6 分の 1 が輸出による収入であった(韓,2004,157 頁)。そのため世界市場の動向に敏感にならざるを得なかった。つまり世界経済の動向によって貿易収支が大きく変動するために、国内経済も変動が激しい状態になっていた。さらに韓国の貿易相手国は日米が中心であり、限定的であった。

また、経済開発計画は電力がある程度供給されていた地域を基盤に行われた。しかし電力は戦前からある程度人口集中率が高かった慶尚道を中心に供給された。一方で伝統的に農業中心の、特に全羅道地域には社会資本の投資はほとんど行わなかった。そのため慶尚道は工業化され、社会資本の整備も進んでいった。しかし全羅道には以前農業中心の生活を脱することはできなかった(朴,2002,110 頁)。韓国国内で地域間格差も広がった。ちなみに朴正熙は自分の出身地域であった慶尚道から多くの人物を官僚にとりたて、逆に全羅道の官僚を更迭した。産業構成の不均衡や役人の配分の不均衡が、後の全羅道と慶尚道という地域感情の対立へとつながっていく(池東旭,2002,94~103 頁)。

多くの問題を抱えながらも、経済成長を果たした政府は 1967 年から第 2 次経済開発計画へと取り掛かった。この計画では政府の介入をできるだけ避け、市場メカニズムに任せて、安定・均衡を重視する IMF や世銀の経済政策を取り入れた政策が盛り込まれた(服部,1998,67 頁)。また先の日韓国交正常化交渉で多くの資金や技術を導入することに成功し、またベトナム戦争で韓国軍を派遣したことにより多額の経済援助を引き出すことにも成功していた。

一方で農村地域では地域での生活が苦しくなっていたために、農民が都市へ移動し始め、都市貧民層を形成していた。彼らの移動に伴って労働集約的な輸出産業施設が都市周辺に形成されていった(崔,1999,160 頁)。政府は彼らを利用して、低廉で良質商品開発を目差し、輸出主導型工業に積極的に取り掛かった。

しかし産業が進展するにつれて政府を支持するグループと反対するグループに分かれるようになった。支持するグループは財閥、軍部、マスコミであった。一方反対する勢力は財閥や大企業優先の政策に反対する野党や学生であった。国民の相当数は産業化と都市化という社会的変化を経験し、比較的高い教育水準を持っていたが、政府に忠実な野党に対して不信感を持っていた。そのため多くの国民は経済を成長させる政府に対して支持を表明していた。そして経済成長は朴正熙に対して有利に働いた。1967年に行われた大統領選挙では、自らが行ってきた経済成長の実績をアピールすることによって、対立候補に圧勝した。朴正熙は予めマスコミを統制していたので、経済開発の闇の側面を報道することに規制をかけていた。そして光の部分のみを報道し、低賃金で働いている労働者に対しても、「先成長、後分配」の意識を植え付けることにより、幅広い支持を獲得することができた(磯崎,1995,35 頁)。しかし第7代大統領選挙において不正工作を行った朴正熙政権に対して人々は不信感を募らせていた(池東旭,2002,111 頁)。そのため不正工作を行った民共党に対して、第8代国会議員選挙では国民の支持が低下し、議席を大幅に減らす結果を招いてしまった。朴正熙にとって民共党は選挙を行うために動員した道具にしかすぎなかったが、いざ議席が減ると、今後の政権運営に不安が出てきた。

また財閥に対しては日本やアメリカからの資金を使ってさらなる金融支援を行い、経済成長の担い手に育てようとした。しかしその見返りとして、政治資金を要求したために政府と財閥の間での癒着を生じさせた(服部,1998,70 頁)。政府は工業投資を行うように財閥を誘導し、導入された外資を割り当てて輸出を奨励することにより、産業資本化を推進した。このようにして政府がおもに管理している金融機関を通じて、自己資本が不足している財閥に融資を行うことで、財閥の政府追従体質を作り出した。しかし財閥以外産業に対しては第二次経済開発計画にのっとり、市場原理を適用させた。つまり産業の保護を止めて、倒産する企業に対しての保護も一切中止した。

第二次経済開発計画でも経済成長率は平均 9.6%と順調に推移し、GNPも 1961年当時の 2 倍になり、工業化はさらに進展していった(森山,1998,88 頁)。しかし 1971年以降のニクソン外交により、米中でのデタントが図られると、韓国と北朝鮮もデタントに乗り出し始めた。そして北朝鮮を訪問し韓国政府が目にしたものは、北朝鮮の重化学工業の発展ぶりだった。これまで韓国は軽工業中心の輸出主導型工業を実施してきたが、自国の工業化戦略に危機感を覚え始めた(服部,1998,74 頁)。

第三節 対米政策の変化と自律路線

李承晩以来冷え切っていた米韓関係は、1961年のクーデター以降ほぼ一年刻みで良好と悪化を繰り返していった。そして維新憲法を発表した時、米韓関係は冷めていた。そこでこの節では米韓関係の軌跡を追い、さらになぜ維新憲法を容認したのかを考察する。

1961年にクーデターを起こした朴正熙に対してアメリカは当初、「合法的な政府を支持する」としてクーデター勢力とは距離をおいた。この時アメリカ国内では一方でクーデター勢力の大きさを知り、韓国と対立するよりも、軍事政府を支援した方が、米韓関係が良い方向に行くのではないかという思惑があった。しかし他方で民主主義を求めるアメリカは軍事政府を完全に容認するわけに行かなかった。そこで軍事政府を承認しながらも、軍と政府が協力しながらできるだけ早期に民政移譲することを韓国に求めた(韓,2004,123頁)。朴正熙はアメリカの要求を受けて、「容共勢力」とされ拘束されていた政治家を釈放するなど、李承晩政権以来冷え切っていた米韓関係を好転させた。

しかし1962年に民政移譲をめぐる議会内の対立が再び米韓関係が悪化した。クーデター勢力が軍政移譲後も、民間人となって政権を維持しようとしたことを受けて、一部の国会議員が反発し、国会は膠着状態に陥った。膠着状態を避けるべく、軍事政府は1963年から民政を行うと発表した。同時に政治活動に備えて軍政に反対する政治家を政治活動浄化法で取り締まり、政治活動を制限した。これは政治参加の自由を拒むものであるとしてアメリカは強く反対した。さらに通貨改革をアメリカとの協議を経ることなく行った。これらのことを受けてアメリカは対韓援助を拒否する措置をとり、米韓関係は1年で再び緊張状態になった(森山,1998,91頁)。1963年に朴正熙らは軍隊から退き、民間人として大統領になった。これを受けてアメリカはクーデターに対して反対する旨を韓国に通知したが、すでに援助を削減している状況ではアメリカの反対の姿勢は穏健なものに留まらざるをえなかった。つまりアメリカは、クーデター当初は民政移譲を要求したが政治活動浄化法に対する措置として援助削減を行った。しかしこの削減により、これ以上の制裁をできず、結果として、当初約束した軍政終結と文民政治家への政権移譲ではなく、朴正熙とクーデター勢力の政権延長を許した。

米韓関係が緊張状態にある中でも、アメリカは日韓両国に関係改善を求めている。アジア諸国でアメリカと友好的な国は日本であった。そこで日本と韓国が関係改善に乗り出すことは日韓が協力して西側陣営の安全と繁栄をもたらしてくれることを願った(韓,2004,175頁)。日本側も戦後保証の問題や戦前から韓国と関わりが深かった人は国交回復に積極的であった。さらに対韓輸出が増えれば日本の経済成長に勢いがつくとして財界からの賛成もあった。

しかし日韓国交回復は、韓国国内では政権内と学生や野党との間で温度差が大きかった。学生や野党は植民地時代の清算が未解決であること(李,1998,60頁)と、援助額を戦後補償とするには額が少ないことを理由に拒否した(韓,2004,182頁)。それでも政府内部では先に発表した第一次経済経済計画を進めるために資金が必要だとして、国交回復に積

極的だった。さらに朴正熙は戦前から親日的姿勢を持っており(池東旭,2002,92~106 頁)、国交回復は消極的だったわけではなかった。そしてアメリカも日韓国交回復はアメリカにとっても好ましいものであったので、積極的に支持し、仲介役に回った。そして1965年に日韓国交正常化が果たされることになった。ちなみにアメリカ国内では朴正熙と相性がよくなかったケネディが1963年に暗殺された。そしてジョンソンが大統領に就任し、朴正熙に対して、選挙を通して形式上の合法性と正統性を備えた大統領と評価したことが朴正熙に国交正常化を促進させたと考えられる。この交渉は再び米韓関係を好転に転じさせることになった。

米韓関係をさらに良好なものにしたのは1965年のベトナム戦争への韓国軍派遣である。韓国軍のベトナム派遣は、国会内で日韓国交正常化交渉が集中して議論されていたために、国民の関心は低かった(森山,1998,91 頁)。韓国軍のベトナム派遣はこれまでの米韓関係を如実に表していた。確かに経済問題では削減問題で衝突することはあった。しかし朝鮮戦争以後、韓国に米軍を駐留させ韓国の安全を確保してきた。そのためにパトロン-クライアント関係⁽²⁾にあった米韓関係を受けて、アメリカはベトナム戦争で韓国は軍の派遣の要請に応じてくれると期待していた(韓,2004,186 頁)。

朴正熙はアメリカの要請を受けてベトナムへ韓国軍の派遣を決定した。一方で北朝鮮からの侵攻に備えて、在韓米軍の兵力の維持を要求した。さらに韓国軍の給料のアメリカ支払いや輸送費もアメリカに負担させるなど、派遣の代償条件として韓国に有利な条件を提示した。また韓国軍派遣は朴正熙の政治的意図とも密接な関係を持っていた。アメリカがベトナムの非共産化に向けて動いていることは、東アジアへの注意が薄くなることが予想された。同時に韓国にとって安全が確保されなくなる可能性も生じた。そこでアメリカとの同盟関係を強化するために韓国軍をベトナムへ派遣した。さらに日韓国交正常化交渉で朴正熙や与党は野党と学生から強い反発を受けた。しかしアメリカは積極的に支持した。そこで国交正常化交渉で関係改善の兆しが見えていた米韓関係を確固たるものにしようとしていた。つまり朴正熙はベトナムへの派遣を通してアメリカとの関係を良い方向へと導こうという意図があった(韓,2004,188 頁)。結果として米韓関係は良い方向に傾き、38度線への軍事支援追加を決定した。また先に述べたように韓国軍のベトナム派遣は、軍事と経済の双方でアメリカからの援助を引き出すことに成功した。

ベトナム戦争で苦戦していたアメリカでは、1969年にこれまで朴正熙と良好な関係にあったジョンソンからニクソンへの大統領交代があった。アメリカはベトナムでの苦戦が強いられていたために、国内からアジアからの撤収の圧力を受けていた。しかし韓国は強く反対した(韓,2004,188~189 頁)。アジアからの撤収は韓国からの一部撤収を意味し、北朝鮮からの侵攻を受ける可能性があったからである。一方でアメリカ政府にとってベトナム戦争で大きな成果をあげていた韓国軍をベトナムから撤退させることは、ベトナムでの形勢が不利になるということで食い止めたかった。そこで韓国からの撤収を見送るために、1969年に韓国国内で行われた朴正熙政権を延長するための改憲に対して

傍観する姿勢をとった。

ベトナム戦争を通して良好な関係にあった米韓関係はすぐに転換期を迎えた。1971年にこれまで懸案事項だったアメリカ軍の韓国からの一部撤退と規模の縮小が行われた。これはニクソンがベトナム戦争の平和的な解決を目差して、グアムで発表した「ニクソン・ドクトリン」の一貫として行われた(崔,1999,163頁)。また1972年にはニクソンが中国を訪問し、冷戦の改善に努めた。これに伴って北朝鮮との間で統一協議が開かれることになった。ニクソンドクトリンによって韓国国内には援助削減と安全保障に対する危惧が生まれた。しかしかねてからの親日派で、自主統一を目差す朴正熙はこの事態を危惧していなかった。逆にその状況を韓国国内の危機として捉えた。アメリカ軍が撤退したことにより国家が危険に陥っていると、国防体制の強化のためにはこれまでよりも強固な体制が必要であるとして維新憲法を成立させた(安藤,2002,10頁)。

外的な関係からみるとアメリカとの関係は1961年のクーデター以降良好な関係になつては、悪化するという流れを繰り返してきた。そして米韓関係はニクソンドクトリンによって急激に悪化した。それはアメリカが韓国の政治に介入する機会が減少したことを意味する。結果として維新憲法にも介入することを控えた。一方で内的な側面から見ると、1964年以降良好だった米韓関係を利用し、ベトナム戦争で多額の資金を得て、経済成長したものの、政治介入されるのは自主路線をすすめる上で大きな障碍になっていた。そこで援助の削減を通じて政治介入が少なくなった頃を見計らっていた。財政的にも軍を自国の財政で維持できる状態になった頃を見計らっていた。つまり朴正熙にとって在韓米軍の撤退は自分の政権運営を確固たるものにするための条件を提示したのである(崔,2004,164頁)。

第四節 なぜ維新体制は成立したのか

一節から三節を通して、政治・経済・国際的側面からのアプローチを行ってきた。政治的には民共党内部では選挙結果を通して内部分裂が起こった。たとえ憲法が改正されて、三選まで可能になったとしても、永久的な政権を希望する朴正熙にとっては、政党の内部分裂は避けたい事態であった。さらに民共党内部では、金鐘泌が後継者としての地位を確固たるものにしていく(韓,2004,204～219頁)。そのため金鐘泌によって自分の地位が危険な状態におかれると、朴正熙は金鐘泌を外遊させたり、要職から外したりするなどの措置で対処してきた。しかし1971年の大統領選挙で金鐘泌は朴正熙の支持に徹した。そのために朴正熙は金鐘泌が民共党内で支持を固めて、政権をとるのではないかという疑惑を抱くようになった。よって維新憲法では、大統領選挙を朴正熙が任命した統一主体国民会議による間接選挙でおこない、さらに民共党を牽制するために統一国民国民会議から国会議員の定数の3分の1を自動的に選出するシステムをとった。

経済的な側面では、経済企画院によるトップダウン方式で経済成長を実施し、高い経済

成長率を誇ってきた。そして 1967 年時点では国民の大多数が経済成長に対しての支持を行った。しかし労働者は低賃金で働かされ、社会保障問題は先送りされていた。また労働統制で縛られており、労働者が政府に対して反対することは難しかった(韓,2004,203 頁)。また多くの都市貧民は働くことに精一杯であり、政治に参加することはあまりなかった。中間層に対しては既得権益をそのままにしておき、緩い統制でのみ管理したので、政治とは無関係のところから自らを置くことができた(韓,2004,203 頁)。つまり維新体制が成立する時には政府に対して積極的に反対するのは学生のみであり、それ以外の挑戦を受けることはなかった。

確かに韓国の経済成長は順調に進んでいた。しかし北朝鮮と国交を回復するために結成された訪問団が北朝鮮で目にしたのは、北朝鮮の重化学工業の発展ぶりであった。その報告を受けて朴正熙は北の脅威を感じ、北朝鮮からの侵攻を危惧せざるをえない状況になった。また輸出中心の産業のために、外国への依存度が高く、さらに軽工業中心だったために、薄利多売の方式をとらざるをえなかった。そのために海外での動向次第では経済成長が滞り、正統性を失うことも危惧された。つまり経済的な側面は、朴正熙にとっては正統性を確保するための手段であって、目的ではなかった。経済成長が不可能になることは、自分が政権から退かなければならないことを意味していた。

一方アメリカはニクソン・ドクトリン以降、韓国への介入を避けていた。さらに 38 度線にける防衛任務が韓国軍に移管された(森山,1998,94 頁)。アジアからのアメリカ軍の撤退と中国、北朝鮮との和解は体制の危機に直結する問題であった。しかしこの危機を朴正熙は逆に利用した。北朝鮮による侵攻はデタントが開始されても米中が解決に乗り出すことが予め決まっていたにも関わらず、北朝鮮からの危機や、米中和解を強調することによって、軍事的脅威を強調した。そして祖国を守るためには国家安保体制の確立と、国民の一致団結が重要だと呼びかけた。

以上のことから維新体制が成立した背景には韓が指摘したとおりの政治的な意味合いが非常に強く、永久政権をもくろむための基礎造りであったといえる(韓,2004,269 頁)。そのために経済的な危機と安全保障の危機を利用したといえる。

注

(1) 富益富貧益貧

朴正熙の工業化政策は比較的社會資本が整備されていた慶尚道を中心に展開された。しかし社會資本が未整備の全羅道は工業地域として発展しなかったばかりか、農業中心のちいきのままだった。それで、これまで豊かだった地域は益々豊かになり、貧しい地域は益々貧しくなるということの意味している。

(2) パトロン-クライアント関係

スコットによると、「社会・経済的に優位に立つ個人(パトロン)がより低い地位にある個人(クライアント)に保護と便宜を与えるために自らの影響力と資源を利用し、後者が前者に対して個人的サービスや一般的な支持を含む支援で報いるという、相互的な友愛関係を伴った特殊な二者関係」と定義される。(武田,2002,39 頁)

第四章 全斗煥政権の抑圧と増幅する民主化運動

第一節 政治権力の空白期

1979年10月26日に朴正熙は金載圭中央情報部長に殺害された。この事実は政権内部ばかりか国民にも大きな衝撃を与えた。維新体制の末期にはYH貿易事件⁽¹⁾、釜山・馬山での暴動(釜馬事態)⁽²⁾など維新体制に対する反対運動が盛り上がっていた。その運動に対処するために、強行的に弾圧しようとする車智澈大統領警護室長と穏健的な解決を目指す金載圭との間での確執があった。この事態を收拾し、穏健的に解決するには朴正熙を暗殺するしかないという考えに達した結果、彼は行動を起こした(木宮,2003,111頁)。

この事件は1961年から18年間韓国で最も権威主義的であったとされる政権が一夜にして終わりを告げてしまったことを意味する。朴正熙による権威主義体制は、結果的に朴正熙という独裁者に対して迫害を恐れて従っていた者と、利権を目的に近づいていたもの集合体でしかなかった。朴正熙が暗殺された後には忠誠を尽くす人物がいなくなったので、彼らはそれぞればらばらになった。またそれは政治的な空白を意味するものであった。維新政権が崩壊した理由は、維新政権が朴正熙の永久政権をもくろんだ体制であったために、後継者を育てなかったことにある。さらには自己の権力獲得を狙う人物を阻止するために、与党内でも共和党と維新政友会の二つを創設し互いに牽制し合わせたために共和党中心とした権力基盤がなかった。結果として朴正熙の死は維新体制の終結を意味していたのであった。さらに時間の経過と共に、維新体制の終末は解決困難な一連のディレンマから韓国政治を解放する契機を提供した。まず、維新政権が設定した開発独裁のイデオロギーである、「経済成長のためには政治的安定を犠牲にしなければならないし、政治的安定のためには経済成長を犠牲にしなければならない」というディレンマを解消する機会が提供された。(韓,2004,344頁)。

朴正熙の暗殺後の政治的な空白のなかで、崔圭夏が政権代行体制を作った。しかし崔圭夏政権はあくまで過渡期な政権であったために、権力の空白を満たすことはできなかった(李,1999,84頁)。その中で世論は維新政権での抑圧に対して不満を抱いており、維新政権とは異なる民主的な政治を要求していた。それは野党のみではなく、学生や中間層の間でも広がっていた。国会の内部でも大統領の直接選挙を目差して改憲作業を含めた憲法改正を模索していた。また新民党の金泳三と共和党の総裁である金鍾泌、在野勢力の金大中の「三金」が次期大統領を巡った争いを繰り広げていた。すなわち維新政権崩壊の中で、政治的ゲームが流動状態に置かれたために、これらの争いが展開されたのである。よって国民の中には時期大統領選挙は、自由で公正な選挙で行われるのではないかという期待があった。しかし崔圭夏は選挙日程を明確に提示することはなかった。また軍部と行政、国会を統制することができなかった。その中で登場した全斗煥とその側近の登場は崔圭夏政権をよりいっそう弱体化させるものであった。そうしたなかで政治状況は、ますます混迷状況に陥った。

しかし全斗煥を中心とするハナ会⁽³⁾を中心とする軍部の強硬派は1979年12月12日に

クーデターを通じて軍部の実権を掌握した。それは直ちに軍部の政治権力の占拠という事態には至らなかったものの、軍部内の統帥権を掌握した。その結果、軍部の統帥権は大きく混乱し、権力の空白状態を一層悪化した(韓,2004,345 頁)。彼らは維新体制の崩壊で混乱していた軍部・政治家・官僚および財閥といった旧保守勢力を終結させ、「組織力と経済力」を通じて国家権力を掌握しようとしていた(李,1999,85 頁)。その後、軍部強硬派によって操られ、民主化勢力を押しとめようとする政府と早期の民主化の実現を通して軍部の政治介入を防ごうとする野党と、それを期待した国民との間で熾烈な嵐が繰り広げられた。1980年5月13日にはソウルで大学生が「民主化大行進」を行い、その後デモは最高潮に達する(水野,1999-b,141 頁)が、事態を憂慮した軍部強硬派は「反政府デモの激化で生じた政治的混乱を除去し、国家安保の支柱を確固としたものにするための不可避的措置」として5月17日夜に金鍾泌と金泳三、金大中を逮捕し深夜に戒厳令を宣布した。そして超憲法的な国家組織である国家保衛非常対策委員会を設置して政治の全面に登場することになった。1979年10月の朴正熙暗殺から約7ヶ月続いた政治的な空白は再び軍部の台頭によって終結することになる。そのような状況下で1980年5月18日に光州で全斗煥政権の正統性を揺るがす民衆抗争が起こった。

第二節 光州民衆抗争

光州民衆抗争は、全斗煥が政権を掌握してからもその弾圧が果たして正当だったかという、つねに問いただされるものだった。しかも民主化宣言だ出されてからも懸案事項として残った。それゆえ光州民衆抗争は1980年代を通して欠かすことのできな事件である。よってこの節では一時の政治的な空白状態によって民主化が可能であったにもかかわらず、挫折のきっかけとなった光州民衆抗争を詳しく検討することにする。

1980年5月18日は戒厳令によって、大学が休講になっていた。しかし全南大学には多くの学生が集まってデモの準備を行っていた。この事態を予測していた軍隊は光州に軍を予め派遣しており、デモが起こる直前に鎮圧した。その行為に対する反発が光州全土に広がり、また金大中が逮捕されたという噂も重なって光州市民が戒厳令の解除を求めてデモを行った。この抗争は翌日も行われ27日に終結を見るまで10日間繰り広げられた。デモは時間が経つにつれて拡大していったが、戦力の格差は誰の目にも明らかであった。光州市民はデモや投石行為で戒厳軍に立ち向かったにもかかわらず、戒厳軍はデモを鎮圧するために空輸部隊を投入したり、発砲を行ったりもした。しかし事態を不利に見た光州市民は警察から武器を奪い武力で対抗しようとした。そして光州は「血の海」に化した。公式の発表での死者は170名であったとされる(韓,2004,347 頁)。しかし事態が拡大するのを恐れた軍部は、マスコミを通じてこの事件が拡大した責任は光州市民にあると句集市民を非難した。さらにマスコミを通じて光州市民に対しての降伏を求める報道を行った。

一方で民衆抗争が深化していく中で、光州市民の間でも投降すべきか、それともこの

まま戦いを続けるかという問題をめぐって分裂が起こっていた。投降派は武器を返してこれ以上の被害の拡大を防ぎたいという安全優先の立場をとった。しかし強行派は多くの民衆が犠牲になっているし、自分たちの要求も受け入れられない状況下ではこれまで犠牲になった人の死を無駄にするという理由で戦いを続ける立場をとった。この対立は強行派が勝利し、このまま軍部と戦いを続けることが決まった。そして抗争に参加していなかった光州の一般市民にも抗争に参加するように呼びかけた。それに対して戒厳軍は光州に最後通告を突きつけて、市内を全面的に攻撃し、さらには光州の主要機関を掌握し、戒厳軍の鎮圧によって光州民衆抗争は終わりを告げる。

時系列的にみると、5月18～19日に学生デモと軍によるデモの鎮圧が行われた。それを受けて20～21日に民衆が武装し、22～26日に紛争が拡大し、27日に戒厳軍が主要機関を占拠し学生、民衆が逮捕されて事態は終わった(水野-b,1999,145頁)

ではなぜ光州でこのような事態が起こったのだろうか。それは朴正熙政権からの地域差別が考えられる。先にみたように朴正熙は官僚の登用にも、経済開発地域でも出身地の慶尚道を優先してきた。一方で金大中の出身地域であった全羅道は、社会資本の整備が行われず、農業地域のままであった。その結果二つの地域では大きな経済的格差が生じていた。その格差は政治的な被害意識と疎外意識にも結びついた。

そのような状況の中で、金大中は全羅道の民衆にとって政治的希望として期待されていた人物であった。これまでも政治的な苦難と苦痛を経験してきた金大中は光州市民にとって「自己投影する対象」(水野-b,1999,146頁)でもあった。金大中の存在は、民衆が政治意識を表出させ、それを行動に移してゆく媒介として有効に作用していた。しかし戒厳令で金大中が逮捕されたことは光州市民にとっては、政治的空白の中で民主主義が生まれようとしていた状況を覆すものであったといえよう。それゆえにこの光州民衆抗争は起こったと考えられる。

しかし当時全斗煥が政権を掌握しようと試みていた状況下、ソウルでも同様な事態が起こっていた。それは「ソウル駅回軍」と呼ばれる出来事である。全斗煥勢力が政権掌握を行うことが予想されていたために、それに反対すべく5月14、15日にソウル市内の大学生が反体制のデモを行った。しかしソウル駅広場でデモを行っているときに、軍兵がソウル駅に向かって移動しているという噂が流れた。その知らせに不安を覚えた学生たちは不安を覚え、会合を行った結果、市民の呼応が少ない状況下では軍部と戦うのは無理であるという結論に達し、デモを中止した。このように光州のみではなくソウルでも長年権威主義体制で抑圧されていた葛藤がつかの間の政治的空白の間に各地で爆発した。しかし光州民衆抗争は一過性のもので終わり、その後に民主主義への以降が起こらなかった。その理由として中間層の動向とアメリカの反応が挙げられる。そこで中間層の動向は第五節で見ることにし、アメリカの反応は第六節で見ることにする。

光州民衆抗争は単に政府に対して民主化を要求したという事実だけでなく、これからの政権運営のたびに正統性を問われるものとなった。また抗争を境にして、韓国内での親米

勢力が変化する事態に陥った。つまりこれまで親米だった韓国国民は反米感情を持ち、一方で在韓米軍削減以来緊張関係にあった政権側はよりアメリカに接近することになる。次の節では光州民衆抗争の後に政権を掌握した全斗煥とそれに対抗する勢力との関係をみていくことにする。

第三節 全斗煥政権の成立と反対運動の深化

光州民衆抗争を武力で鎮圧した全斗煥は 8 月 16 日に崔圭夏を大統領から下野させ、8 月 27 日にこれまでの憲法規定下での国民会議による間接選挙で第 11 代大統領に就任した。しかし民衆抗争が起こったことで、韓国内でも民主主義への要求が高まっていることを察知した全斗煥は新たに憲法改正を行った。この憲法は国民の 91% の賛成を得て公布されたが、維新憲法の「改悪版」(田中-b,1996,2 頁)といわれる。新憲法は朴正熙との違いを強調し国民からの支持を得るために様々な面で改革を行った。大きな変化は大統領制を中心としながらも、議院内閣制が採用されたことである。また政権の任期を一期 7 年で再選禁止にした。さらに政治腐敗一掃をかかげて朴正熙政権時代の高官を、不正蓄財を理由に逮捕し、公民権を剥奪した。政党も政治風土を悪化させたという理由で解党させた。しかし一方では朴正熙政権の負の側面をさらに深化させた。一つ目にこれまでのマスメディア統制を「言論基本法」変えた。これは政府に対する反対を一切禁止したものである。そればかりか労働運動を統制する法律、集会を催すことに対しても統制が敷かれた。それを監視するために設けられたのが朴正熙政権の中央情報部を改変した国家安全企画部である。

維新憲法の垂流と呼ばれる全斗煥に対しては「歴史の時計を逆戻りさせた反動的で時代錯誤的」(韓,2004,351 頁)なものであったと韓は評価している。支持基盤や存在理由を失ったために瓦解した朴正熙軍事政権をさらに強固なものにして誕生させたこと自体が歴史に逆行するものであるという理由である。そもそも朴正熙は経済成長を基に政権を保持できたが、政府内で分裂がおり、これから先の政権運営めぐる対立で銃殺されたことから、既に全斗煥政権の正統性をどこに求めるかが疑問であった。また 1980 年の韓国は生活水準が向上し、アジアの新興工業国家として、その他の後進国の羨望の対象であったし、中間層も厚みを増していた。よって「経済成長という『機能的必須条件』が何よりも必要とされる状態ではなかった」(韓,2004,352 頁)と言われていた。

政権の掌握してから 3 年も経つと言論基本法や労働組合統制などで政府に対するデモは減少した。一方で学生はデモの数自体は減少したものの、デモが拡散していたために強硬一辺倒での対応は効果がなかったと判断した。しかし初期の政治的な危機から比べると政治は安定してきており(崔,1999,194 頁)また弾圧一辺倒では国民からの支持が低下すると判断し、宥和政策を発表した。

この措置によって 1980 年初めに反政府運動に加担したという理由で大学から除籍され

ていた学生の復学と学園自由化措置、そして1984年には政治家に対しての解禁措置にまで踏み切った。この宥和政策は体制がある程度安定してきたので正統性を回復するための措置であったばかりか、民主化運動に対して穏健的な学生と急進的を分離させようというねらいも働いていた。しかしこの措置は「政権が期待する効果をあげるところか、かえって『パンドラの箱』を開ける結果をもたらした」(韓,2004,358頁)。

キャンパス内では除籍された学生が復帰し、実質的な学園の自由化と民主化を求めて反政府運動を繰り広げた。そのために学生は私服警官によって行動や動向を監視された。そして活動に活発的だった学生の再除籍を引き起こした。さらに政府は各大学の教授に対して運動に参加している学生に対して懲戒処分を指示した。学校内では学生が政府、大学の強硬措置に対して授業や試験を拒否する学内闘争を行うと共に、全斗煥の暴力性・非民主制を社会に継げるための場外闘争を行った。さらに支持を拡大するために労働運動を支援することもあった。このときの学生運動は民主化に政治的な要求ばかりでなく、民族統一的な要求も行い、急進的なものであった。学生運動は反米の増加とは対照的に主体思想に対する憧れを持つようになっていった(森山,1998,116頁)。マルクス主義的な社会認識の影響を受けて、民主化運動の目的をファッショ政権、帝国主義勢力に対する闘争と位置付けることになった(木宮,1995,194頁)。政治勢力では84年の5月に金大中、金泳三を中心とする旧野党政治家が民主化推進協議会(民推協)を結成された。政治的な自由化を認め、反体制運動が高揚した中で1985年の2月の第12回国會議員選挙を迎えることになる。そして政権勢力と反対勢力との間の対決構図がどの時代よりも鋭利に鮮明に浮き彫りにされた(韓,2004,358頁)。

第四節 1985年の国会議員選挙の詳細と政府の膠着化

1985年2月12日の第12代国会議員選挙は政治規制が解除され、政府・与党に対しての批判が全面的に許容されるという状況下で行われた(小此木,1987,147頁)。選挙が行われるのに先立って民推協(4)は1ヶ月前に新民党を結成した。この選挙に対して与党民主正義党(民正党)は経済成長も軌道に乗り、選挙に対して楽観的な姿勢で臨んだ。事前に民正党は敗北ではなく、新民党を野党内部に盛り込んで、これまでどおりの翼賛体制を維持していくことを目差した。そのためには野党票を分裂させ、与党の優位になるようなもくろみが含まれていた。元来、全斗煥政権下では体制に忠実な野党しか存在することが認められなかった。そのために野党は存在しながらも政権の翼賛的な組織であった。そのために学生も労働運動に対しては支持を表明しながらも、野党の組織とは関係をもたなかった。(崔,1999,26頁)。

この状況下で新民党の内部にも選挙に参加するかどうかを巡って対立があった。不正選挙で与党有利な状況下で選挙に参加すること自体が現在の体制を容認することになるし、不正選挙で惨敗した場合は民主勢力の力の弱さと誤認される(木宮,1995,196頁)とい

うことでボイコットの構えを見せた。しかし総選挙を通じて民主化闘争を行うべきであるという意見、反独裁闘争の一環として選挙闘争を行うべきという意見が大勢を占め参加に至った。それはたとえ不正選挙でも、合同演説会やマスコミを最大限に活用して国民に現政権の不正を暴露するためにも実施すべきというものである。たとえ当選者が少なくても、民衆の中に存在している民主化意識を呼びおこすためにも参加することを表明した。そのために「鮮明野党」(小此木,1987,150 頁)を打ち出し、選挙に臨んだ。

一方で在野民主化勢力は、当初は不正選挙で民主的な選挙が行われなければいか、権威主義による独裁を認めるための選挙であるという理由でボイコットの構えを見せた。また野党に投票しても体制に対して忠実な野党のために、これまでの姿勢は変わらないと考えていた。しかし新民党が結成されると、攻撃の対象を民正党に絞り、学生や青年が一斉に新民党支援に力を傾けた。それは 1960 年の 4・19 革命以来のことであった。

韓国の選挙では小此木の調査によると、韓国の選挙制度は地方区選挙と全国区変則比例代表制を組み合わせたものである。具体的には地方区では全国を 92 ブロックに分け、各選挙区から 2 人選出される。そこでの議席の獲得に応じて全国区の 92 議席が配分される。ただし全国区の議席配分にはかなり極端な傾斜方式がとられており、地方区選挙で勝利した第 1 党が全体の 3 分の 2 にあたる 62 議席を自動的に配分されるというものである。また地方区を通して 5 議席を獲得できなかった政党には全国区の議席配分からは排除される(小此木,1987,152 頁)。このように地方区で第 1 党になることは全国区で圧倒的優位な議席を得られるために、第 2 党との格差は広がるばかりである。選挙結果は<表 4—1>の通りである。

<表 4—1>

第 12 代国会議員選挙結果 出水,1999,325 頁より引用

	議席数 (占有率)	絶対得票率
民主正義党(民正党)	148 (53.6)	29.35
新韓民主党(新民党)	67 (24.3)	24.36
民主韓国党(民韓党)	35 (12.7)	16.39
韓国国民党(韓民党)	20 (7.2)	7.62
諸派・無所属	6 (2.2)	4.38

与党民正党は議席数では過半数を超えたものの、得票率では新民党に急接近された。特にソウルでは民正党が 27%の支持しかなかったのに対して、新民党への支持は 43%であった。新民党をリードした金泳三の出身地域釜山では民正党 28%に対して新民党は 37%であった。つまり都心部に多い中間層はこのとき既に権威主義的体制に不満を感じており、選挙で反対票を投じたと推測される。また選挙熱気の中で、大多数の国民は民主化を遂行できるのは野党であるという期待も込められていた(崔 1999,201 頁)。しかし

金大中の出身地域の全羅道では民正党が勝利した。この結果に対して新民党の幹部は「新民党の候補に対する支持ではなく、新民党への期待」(姜英之,1985,80)として受け取った。この選挙を受けて新民党は野党第 1 党に登りつめたばかりか、他の野党から移籍した人を含めて 103 名(全国区、地方区合わせて)を獲得し、与党が他の野党と連立を組んでも改憲をできない状態にまで追い込んだ。またこれまで忠誠的だった野党だった民韓党と韓民党は議席を大きく減らした。

この選挙は政権に対する大衆の不満が広がっていて、デモとは異なる目に見える結果としての大衆的反体制民主化運動であることを示す結果となった。よって全斗煥は反対勢力が要求した大統領直接選挙に対して改憲要求をこれまで通り弾圧を続けるのか、それとも改憲要求を受け入れ、体制に有利な憲法へ変えるかという選択を迫られることになった(韓,2004,361 頁)。

選挙の結果は今後の体制に対して大きな方向転換をもたらした。まず正統性の回復を目指して大幅な内閣改造を行った。そして民正党では、選挙に敗北した責任をとらせるために、幹部の大半を辞任させた。また全斗煥の任期が二年後に切れるために、後継者を選ぶ必要があった。そこで全斗煥と軍で同期であり、また光州民衆抗争でも共に鎮圧に乗り出した盧泰愚を次期後継者に選出した。盧泰愚は民正党内での地位を確固たるものにし、民正党内部の文民政治家との連携を模索していた。文民政治家は選挙の結果を受けて、国民の民主化要求を許容し、野党とも妥協する姿勢を見せる必要性を感じていた。したがって盧泰愚は文民政治家を許容する姿勢を見せた。また院内総理には李鍾贊が就任し、民正党内の改革派と野党との話し合いの必要性を訴えた。このように体制内部では次第に穏健派が台頭してきた。しかし全斗煥は自分の腹心である張世東を国家安全企画部長に就任させるなど要職には強硬派を配置した。そして民正党内部では穏健派と強硬派に分裂し勢力を均衡させていた。この均衡状態が民正党内部での膠着状態を生み、政権運営をストップさせた。しかし民主化運動が盛んになるにつれて、強硬派が次第に勢力を強めるようになった。

一方で運動勢力側は運動に対する規模と急進性を拡大させた。それは全国的な学生組織である全国学生連合(全学連)とさらに急進的であり、マルクス主義を志向する民族統一・民主争奪・民衆闘争解放委員会(三民闘)が主導した。またこの時あたりから大学教授、仏教僧侶、女性団体といった社会・宗教集団も民主化運動に対して参加を表明するようになった。特に韓国社会に大きな影響をもつ(李,1998,104 頁)大学教授が積極的に改憲要求を表明したことは、全斗煥政権の強権政治に対する反乱であった。つまり知識人の中でも権威主義に対する反対運動が繰り広げられた。

新民党は選挙を通じて民主化運動勢力と協力体制がつくられたことで、民正党への圧力をさらに強化した。民正党が会見交渉に応じない場合には民衆の力を動員してでも圧力をかけた。また総選挙の 1 年後後には大統領直接選挙への憲法改正をめぐる 1000 万人署名運動を展開した。この運動には社会勢力も参加し、民主化運動国民連合(民国連)を設

立した。しかしこの運動を境に全斗煥は強硬策を一層強めることになった。運動の指導者を逮捕し、参加者に対しても道路交通法違反や集会を開いたという容疑で逮捕に踏み切った。それにも関わらず、署名活動は全国の都市で数万人を動員して行われた。

またこの時フィリピンのマルコス体制が民主化運動によって崩壊すると、韓国政治にも動揺が走った。これはアメリカの対韓政策にも変化をもたらすものであった。民主化運動が強くなると、体制が不安定になるばかりか、北朝鮮にも侵攻のチャンスを与えることを危惧した。そしてアメリカは民主化運動に対して暴力的な抑圧を止めるように提言した。また **1988** 年に全斗煥の任期が切れると同時に平和的な政権交代と与野党間の妥協による合意改憲を勧告した(安藤,2002,35~38 頁)。

このような内外からの圧力により、**1986** 年 **4** 月 **30** 日に全斗煥は与野党の合意を前提として改憲許容声明を発表した。しかしこの声明はこれまで協力関係にあった新民党と民主化勢力との間に亀裂を生んだ。新民党は交渉を通じた民主化を達成させるためには街道闘争を含めた大衆動員戦略を自制しなければならないという立場にたった。しかし民主化勢力は軍部独裁の完全な撤退を目標とする大衆動員に固執した(韓,2004,361 頁)。そのため新民党は民主化勢力とは別に、交渉による民主化戦略を選択した。そして民正党と憲法改正のための特別委員会の発足に同意した。そのため新民党はこれまで民主化運動を一緒に行ってきた、民主化運動勢力が急進的な行動をとって政権によって弾圧されても、交渉を重視したため黙認するしかなかった。それが引き金となって急進化した民主化勢力は野党と決別を決意した。

国会で改憲のための特別委員会を設置させた全斗煥は交渉に先立ち議院内閣制を提示した。それはたとえ政権が交代しても継続的に指導力を発揮するために与野党の保守連合を計画していたからである(李,1998,104 頁)。つまり議院内閣制のほうが、民正党が権力掌握の確立が高いと判断したのである。しかし新民党はこの要求を拒否し、大統領直接選挙にこだわった。その理由は現行の選挙制度下での議院内閣制では政府と民正党が政権を掌握し続けるのではないかという不信感が強かった。また選挙での勝利以来大衆動員能力に自信を持っていたので、大統領選挙を行っても勝利する可以考虑していた。よって新民党にとっては大統領制のみが勝利の方程式であった(韓,2004,363 頁)。

一方で学生運動は急進的な活動を維持しながらも二つの勢力に分かれていく。一つ目は「自民闘」(反米自主化反ファッショ民主化闘争委員会)であり、もう一つが「民民闘」(反米反ファッショ民族民主闘争委員会)である。前者が民主化運動の方向としてより民族主義的な側面を重視し、直接的な反米反帝闘争に傾斜したのに対して、後者は民衆主義的な側面を重視し、まずは国内における軍事独裁政権、およびそれと結託している独占資本を打倒することが先決であるという主張を繰り広げた。また改憲闘争の過程で前者は再び新民党と協力して大統領制直接選挙の実現を目差すことを主張した。一方後者は一般の人々も憲法改正論議に参加すべきであるとして、憲法制定民衆議会の召集を主張し直接改憲に萎縮されない改憲の必要性を強調した。学生運動は主に自民闘が担うことに

なった。しかし双方の運動勢力ともに民主主義が手続き的な面ばかりではなく、経済的な自立、民衆が主体となるような政治体制(民衆民主主義)をつくらなければならないという急進的な内容を含む要求だったことに変わりはなかった(木宮,1995,203 頁)。この思想が拡散することはアメリカや全斗煥にとっては脅威であった。この動きを封じ込めるためにも与野党の保守連合の必要性を民正党は常に訴えていた。しかし野党は民主化勢力を支持基盤にしていたために、こうした批判を甘受してまで、議院内閣制には応じられないという姿勢を示した。それでも全斗煥は大統領直接選挙の実施は社会混乱を招き、ひいては北朝鮮の脅威にさらされるという理論をもってきて議院内閣制で妥協するように働きかけを行った。そのために互いが主張を譲らなかったため、改憲のための委員会は一度も開かれることなく終わった。

この時、民主化勢力や市民は、野党とは一線を画していたが、選挙での支援同様に野党を支持していた。つまり大統領直接選挙が民意である。しかし民意が野党の要求に接近している最中でありながら、新民党の内部では議院内閣制への改憲に賛同する意見が出てきた。中でも新民党の総裁である李利雨は言論の自由、政府の中立、地方自治の実施、公正選挙の保証などの自由化措置を先行するならばという条件での議院内閣制への改憲を容認した。またアメリカも膠着状態にあった改憲交渉を再開させるためにも李利雨の意見表明を積極的に支持した(木宮,1995,203 頁)。しかしこの李利雨の意見表明に対して、金泳三と金大中は揃って反対を表明した。こうして新民党内部でも亀裂が生じていた。そして両金は新民党を離党し、民主化運動勢力と共に 1986 年 12 月、連合戦線を構築した。このように選挙を通して民正党の中では内部分裂がこり、選挙で躍進した新民党も改憲後の政治体制をめぐる分裂した。

その時学生運動は大統領の直接選挙を支持して、急進的なデモや籠城を繰り返していた。この運動は一向に進展しない改憲のための委員会をいち早く開催するように圧力を加えるものだった。それに対して全斗煥は暴力革命を企図するものであると言い放ち抑圧した。この緊迫した状況の中で、1986 年 10 月にはソウルの建国大学で学生 2000 人余りが全国反外勢・反独裁愛国闘争連盟が結成された。そして全斗煥に対して真っ向からの対決姿勢を望んだ。しかし 8000 名の機動隊の軍队的な作戦によって強硬的に鎮圧された。この事件で 1500 名が連行され、1300 名が国家安保法違反で拘束された。このことをきっかけに、急進的な学生運動に対して一斉検挙を行った。

そして 1987 年に入った。これまで与野党間で憲法改正をどのようにするかをめぐる激しい対立があり、膠着状態が続いていた。そして議院内閣制への改憲が不可能と判断した全斗煥は改憲論議を一方的に打ち切る「4・13 護憲措置」に踏み切った。そして次期大統領選挙は現行憲法にのっとって大統領間接選挙人団による間接選挙で行うと発表した。同時にいかなる改憲論議とデモ、籠城などの集団行為も禁止した。この突然の発表に対して市民は驚きを隠せなかった。民主化勢力は全斗煥政権の退陣と 4・13 護憲措置の撤回を求めて過激な反政府デモを繰り広げた。それに対して全斗煥は 5 月 26 日に大幅な内

閣改造を実施した。その上で6月10日に盧泰愚を次期大統領候補に指名した。

市民たちはこの措置に対して一斉に反発した。そして全斗煥はデモを暴力的に弾圧した。5月27日に民主化勢力は野党と団結して民主憲法争取国民運動本部(国民運動本部)を結成した。そして6月10日に「拷問殺人隠蔽糾弾、護憲撤廃、国民大会」を計画し、24万人が参加した(李,1999,108頁)。全斗煥はこれを刑察の動員によって封鎖しようとしたが、規模の大きさの前になす術がなかった。体制側が暴力で鎮圧するのを見て国民の怒りは頂点に達した。この状況に対処するために盧泰愚は野党との話し合いを模索した。しかし金泳三はこれをきっぱりと拒否し、全斗煥との直接対話を要求した。

さらに国民運動本部は6月18日に「催涙弾追放大会」を開催した。しかしこの会を契機として、街道デモは全国に拡散し、また大規模化した。それは釜山や大田などの地方都市でも起こった。既に警察の力だけでは抑えきれない状況へとデモは拡大していた。こうした状況の中で体制側任越された選択肢は、軍隊を動員し、デモを鎮圧するか、それとも改憲問題に関して野党に譲歩して何らかの妥協をはかるかのどちらかに絞られた。しかし国民運動本部は6月20日に声明を発表し、4・13護憲措置の撤廃を要求し、軍による弾圧には屈しないという声明を出した。

全斗煥は戒厳令をとって事態を沈静化しようとしたが、これにストップをかけたのがアメリカであった。アメリカは韓国国内での事態の混乱を憂慮し6月19日にジェームズ・リーリを通じて全斗煥に親書を送った。またガストン・シグールを特使として韓国を訪問させ、全斗煥との直接交渉で軍部介入に対しては明確な反対表明を行った(安藤,2002,40頁)。さらに在韓米軍関係者も韓国軍内の将校と接触して介入しないように説得を行った。この時国際オリンピック協会は韓国国内の状況を見て、来年開催のソウルオリンピックを中止にしてベルリンに移すことも考えていた。しかし政府は平和的政権交代とオリンピック開催を二大国家事業と捉えていたために、オリンピックの中止は避けたかった。

運動が高まり、アメリカが次第に圧力を加えてくるようになると、全斗煥は金大中の自宅軟禁の解除と拘束者の釈放を決めた。そして軍隊を動員する望みを失った全斗煥は6月24日に金泳三と会談し、改憲論議の再開という譲歩案で妥協をはかった。しかし金泳三はこれを拒否した。野党と国民運動本部は体制に対する攻勢をさらに強め、6月26日には100万人以上の市民が参加して「国民平和大行進」を行った。この事態を重く見た盧泰愚は全斗煥との事前協議を行い「6・29民主宣言」を発表した。そして翌日に全斗煥・盧泰愚会談によって全斗煥は収拾案を確認し、7月1日に民主化宣言受け入れるという声明を発表した。ここに李承晩政権成立後の1948年から40年間継続した権威主義体制が終わり、韓国で民主化の移行が開始されることになった。そして野党の要求どおりに大統領直接選挙で次期大統領が選出されることになった。

次節では中間層がどのようにして全斗煥政権下で成長してきたのかを経済政策と共にみていき、なぜ6・29民主宣言が出されたのかを考察する足がかりにしたい。

第五節 全斗煥政権下の経済状況と経済政策(市場経済への移行)

全斗煥が就任した時の韓国経済は不幸にも、ドル高による輸出の不振に見舞われた。さらに朴正熙政権時代の重化学工業に対する過剰投資によって、経済を過熱させ、インフレ状態に陥っていた。元来アメリカへの輸出によって利益を得てきた韓国はインフレになりやすい傾向を持っていた。それでも輸出を有利に進めるために、ウォンの切り下げを行ってきた。しかしウォンを切り下げることによって輸入価格を押し上げ、機械や原料の値上がりを招いた。そのために結局は韓国製品も値上がりせざるをえない状況であった。実際に輸出増進のために為替レートを切り下げたことで44%の物価上昇率を招き、55億ドルにのぼる国際収支の赤字を累積させた。国内でも失業を増加させ、名目賃金上昇率もマイナス1%を記録した。このように韓国経済が1960年以来はじめて記録したマイナスな経済成長は、経済成長を正統性にかかげる全斗煥にとって大きなダメージとなった(崔,1999,180頁)。

しかし韓国国内を見ると「1978年から不況が長期的な様相を見せていものの、経済は一般的に深刻な危機を迎えたというよりも依然として繁栄していた」(崔,1997,21頁)。またソウルは農村から移住してきた人にとって、来ただけで就業機会を得ることができる雰囲気は漂っており、ソウルと農村との間の経済水準の格差を見た人々は社会的な条件が向上しているという感じになり、このまま経済が発展するという希望をもっていた。そのため多くの人々は体制に対しての不満を持っているとはいえなかった。むしろ社会保障制度が確立しており、安定していたといっても良い状況であった。

また急進的な行動を嫌悪する中間層にとって、学生の大規模なデモは社会の不安定と暴力的な政治変動を随伴するかもしれないという不安感と恐怖心があった。そのために民主化を望みつつも学生のデモを傍観するに留まった。しかし傍観するに留まった最大の理由は、圧倒的な軍事力を持っていた軍部に反対することは、自分の生命を失いかねないという危険をはらんでいたために、素直に従った方が無難であるという考えをもっていたからである。その志向は光州民衆抗争で光州市民が武力で弾圧されたのを受けてさらに増幅する(韓,2004,350頁)。光州民衆抗争が名称の通り市民抗争や市民運動という名称でなく、民衆抗争になっているのはこのように中間層が当時の状況を危機と感じていなかったからである。

国際的には不況でありながら国内は一応安定していた韓国経済も、1981年の原油や輸入材料の価格が下落にすることによって次第に悪化の様相をたどっていた(韓,2004,356頁)。そこで正統性を回復するためにも、いち早く経済の回復に努める必要があった。そこで朴正熙以来続く経済計画を引継ぎ、1982年に第五次経済社会発展計画を実施した。これまでは第○次経済開発計画というように経済成長にのみ重点をおいていたが、1980年の失業率の増加を受けて、成長のみでなく、福祉社会建設のために社会発展にも力を注いだ(李,2001,173頁)。インフレを断ち切ることを優先にしたために国民には人気がなかった政策を次々と実行していった。具体的には予算を凍結し、公務員俸給凍結等の予算改

革に着手した。同時に通貨膨張を抑制する強力な金融緊急財政を実施した。さらに政府の農産物買入価格を引き下げ、労働者の賃金引上げが小幅になるように推進した(山下,1994-b,84 頁)。この結果インフレは改善傾向に進み、以後 1988 年までは経済成長も上昇していった。そして経済的な面ではインフレを改善させたという評価が全斗煥に支持を与えた(韓,2004,360 頁)。

一方で政治的な面では人権保護を行っていないということで評価が上がらなかった。朴正熙政権下での経済優先、人権後回しの政策に対して、穏健ながらも反対してきた中間層にとって、武力で軍部的権威主義を再び押し付けてきた全斗煥に国民が支持を与えることができなかった。韓は全斗煥にたいして経済政策がどんなに良好な成績を収めたとしても、それによって政権の成立から抱えていた正統性の欠乏症を治癒することはできなかった(韓,2004,360 頁)。と経済成長は正統性を補完する役には立たなかったという指摘を行っている。

この傾向が如実に現れたのが 1985 年の第 12 代国会議員選挙である。四節で見たとおり、与党民正党はかろうじて過半数の議席を獲得したものの、単独での改憲は不可能になった。一方で鮮明野党を掲げた新民党は議席を大幅に伸ばした。これはソウルの江南地区にこれまでの経済政策で中間層や富裕層になった人々が野党を支持したことも理由の一つに挙げられている(小此木,1987,160 頁)。つまり経済成長は政権の正統性に寄与してきたが、一方で体制に否定的な中間層が増えていることを意味していた。

経済的な側面に再び戻って議論すると、1982 年以降の経済政策からは保護と規制による政府介入を縮小して、民韓の創造的な努力を誘導する(李,2001,174 頁)事が決定された。つまり韓国経済が貿易によって支えられているという現状では、国家の介入や統制によって企業の発展が見込めないという問題点が指摘され、民間主導の経済が遂行されるようになった。そして 1986 年にはプラザ合意を受けて三低現象(ドル安、原油安、国際金利安)によって経済成長率は 12.6%を遂げるようになった(厚母,1992,86 頁)。

以上のことから、1986 年の時点において、民間主導が 10%台の経済成長を果たせたことは、一桁代の経済成長しかできない全斗煥政権が行ってきた政府主導よりも、発展に寄与するという結果を残してしまった。つまりこの時点で、全斗煥政権は選挙によって政治的支持を失い、民間主導の経済主導によって経済主導による正統性をも失うことになってしまう。これはこれまでの経済成長は政権が主導して行ってきたが、市場経済、国際経済に船出した韓国経済にとって政府はむしろ阻害要因となるという「老朽化の危機」に直面することになった。

また中間層に民主化要求を決意させた要因として挙げられるのが、1987 年 1 月 14 日にソウル大生の朴鐘哲がデモを行ったとして警察から取調べを受けている最中に拷問を行って死亡した事件が起こってからである。当初警察は拷問と死亡との因果関係については否定した。しかし世論の圧力によって検察が調査すると拷問での死亡が明らかになった。それはこれまで傍観を貫いてきた中間層にとって行動を起こすきっかけを与えた

(韓,2004,372 頁)。この事件の被害者は一般サラリーマンの子弟ということもあって、一般市民をも殺害するということが中間層の反感を買った。さらに歴史的にみても、1960年代の4・19革命を主導した学生は1987年時点で50歳前後になっている。そしてその年齢になると彼らの子弟が今大学に通って学生運動を行っている構図になる。つまり大学生と中間層は非常に近い存在であり、自分の子どもと同年代の年齢の子どもが殺害されたということも政府に反旗を翻すきっかけになったといえよう。

第六節 対米関係から親米関係への変化

1970年にニクソン大統領は「ニクソン・ドクトリン」⁽⁵⁾を発表した。それを皮切りにソ連や中国との間にデタントを模索し始めた。この政策を受けて韓国は北朝鮮との話し合いを開始した(池明観,1995,78 頁)。同時に在韓米軍の撤退と、無償又は借入金で提供してきた経済援助も以前から徐々に削減されていたものの、1970年には完全に停止された。これによって韓国の対米依存度は低下し、一方で政治的・経済的影響力も低下した。つまり米韓関係の悪化によって韓国国内の政治への介入を避けざるを得なかった。(木宮,2003,123 頁)。

そして1980年に起こった光州民衆抗争に対してもアメリカは傍観する姿勢を貫いた。それよりも軍部を支援したというほうが正確かもしれない。アメリカは駐韓アメリカ大使を通じて、光州民衆抗争を注視しているとしながらも、「われわれにはできることは何もない」といって介入を拒否(水野-a,1999,151 頁)したという。さらに、アメリカは自らの指揮下にあった歩兵20師団を光州へ移動させ、戒厳軍側の武力鎮圧に手を貸した。しかし木宮はアメリカにとっては韓国が民主化へ移行するか、権威主義体制へ回帰するかということは韓国の安全保障の確保というアメリカ政府の対韓政策の目的にとってそれほど重要な意味を持つものではなかった(木宮,1995,190 頁)として、韓国国内の厄介な問題に巻き込まれることを嫌ったことを不参加の理由に挙げている。また1980年11月に大統領選挙を控えていた(佐々木,2002,169 頁)ことも韓国に対する注目の低さを露呈した。そして何よりも大きかったのは、この頃から冷戦イデオロギーによる対立が次第に下火になってきていたことである。先のデタントを受けて、1979年には米中関係にも改善の傾向がみられた。アメリカは中国との国交正常化を進めるために、最恵国待遇を与え、関係強化に乗り出し始めていた。

この事実はこれまで韓国国民にとって、日帝を払拭してくれた解放者であり、朝鮮戦争で南の国を守ってくれたありがたい存在というアメリカのイメージを覆した。また、アメリカは軍隊と民衆の間に入り、円満な解決をしてくれるという期待があったが、それも裏切られた。さらに光州民衆抗争後の8月に駐韓アメリカ指令官が「韓国民の国民性は野ねずみのようなもので、だれが指導者になろうとも従うはずである」(水野-a,1999,152 頁)という発言も反米感情をより一層高めた。また1982年には釜山でアメリカ

カ文化院放火事件が起こり、反米感情はますます高まっていった。

一方で1980年にアメリカでレーガン政権が誕生したことが膠着化していた米韓関係を急接近させることになる。光州民衆抗争で国内情勢が混乱していることは、貿易相手であるアメリカにとって望ましいことではない。しかし混乱状況を軍が鎮静化させたということで、軍部権威主義の登場をレーガンは歓迎した(韓,2004,350 頁)。さらにレーガンは反共反ソの意識を強く持っており、「強いアメリカ」を目差すために「悪の帝国」とソ連を名指しして、対外的優位を図ろうとしていた(佐々木,2002,174 頁)。その政策は韓国にも及んだ。レーガンは就任当時から共産党の防波堤となっている韓国に対して支持を表明した。そして韓国に対しては就任当時から軍事・経済の両面での支援を表明していた。一方で全斗煥にとってもアメリカの存在は大きいものだった。繰り返し述べているように全斗煥は光州民衆抗争によって正統性に大きな問題を抱えていた。しかしアメリカが政権を支持してくれるということは大きな支えだった(木宮,2003,122 頁)。つまり全斗煥は政権発足からアメリカに政治的正統性と経済的な面の双方で依存することになった。

それでも光州民衆抗争以来韓国国内での反米感情は高まる一方であった。この事態を見てアメリカは反米感情が反米に転化するのを避けたいという思惑があった。一方で韓国国内へ自由を与えてしまうと政治が混乱し、北朝鮮からの攻撃が心配される。このジレンマを解消し、反米感情の緩和と共産勢力への防波堤という二つの側面を同時に解決するために、レーガンは、全斗煥への支持と安全保障を約束した。しかし一方で韓国国内の民主化をも要求した。この結果、北の警備はアメリカが責任を持って行うという声明を出し、さらには韓国国民の要求にも応えて、宥和政策を実施するよう要求した。(李,1998,97 頁)。しかしこの政策を通じても反米感情が消えることはなかった。1985年に今度はソウル・アメリカ文化院占拠立てこもり事件が起こった(水野,1999-b,152 頁)。しかしこの事件は当時の学生運動の中では穏健的なものであった。この事件は光州民衆抗争に対してのアメリカの責任を追及したものであった。そしてアメリカが権威主義への支持を撤回することを要求した。しかしそれよりも急進的なアメリカ批判が登場した。韓国現代史において、自国の軍事的・経済的利益を貫徹させるために、民衆の抑圧者であり、民主主義の対立者である現軍事独裁政権を支持している(木宮,1995,198 頁)と表現したものであった。

これらの反米的な行動を受けて、アメリカ国内では韓国の民主化運動を支援する組織が生まれ、特に、韓国で学生と在野が強力な反米感情を示すと、アメリカ政府は全斗煥と一定の距離をとるようになった(韓,2004,353 頁)。そして次第に民主化勢力へと支持を転換するようになった。この理由として木宮は「無条件の親米、また、単に欧米の自由民主主義を韓国に移植すればよいというような見方ではなく、従来の独裁政権をアメリカは自国の利益のために支持し、韓国の民主化を阻害してきたのではないか」という対米批判、さらに、韓国の民主化を実現するためには、経済・社会のより急進的な改革が必要なのではないか(木宮,2003,124 頁)ということがアメリカの対韓認識の変化につながっ

たのではないかと述べている。

いずれにせよ、四節で観たように民主化要求の運動は高まりを見せていた。それを戒厳令で取り締まるという選択も可能だった。しかしアメリカは戒厳令の宣布に対して強い反対を表明した。大使館や在韓米軍だけでなく、ワシントンからも特使を派遣して全斗煥に戒厳令の宣布を行使させないようあらゆる手段で対抗したよって。つまり民主化運動に対しては軍部による決着という選択肢を失うことになってしまった。

第七節 なぜ6・29 民主宣言は出されたのか

6・29 民主宣言は全斗煥の作成した文章を受けて、盧泰愚が代読したものであった(韓,2004,365 頁)。この宣言が何故出されたのか明確にすることによって文章を閉じることとする。

民主化運動は1987年までに規模を拡大させ、政権をも転覆させる勢いだった。しかし学生や労働運動が暴力化するのを中間層が防ぐ(武田,2002,207 頁)ことで、政府を力づくで倒すことに歯止めをかけた。一章の四節で述べた通り中間層は民主主義を志向しながらも、急進的なことを避ける。そのことを如実に示したのが光州民衆抗争であった。

光州民衆抗争の時にも学生運動は全斗煥に対して急進的な運動を繰り広げ、体制の転覆又は政権交代を訴えた。しかしこの時中間層は急進的な動きは逆に北朝鮮に侵攻の機会を与えるとして学生運動に対して傍観する姿勢をとった。また軍隊の力があまりに強力だったことも傍観の姿勢をとった理由として挙げられる。しかし今回の6・29 民主宣言では中間層が大きな役割を果たした(朴,2002,63 頁)。木宮の調査によると、成長の速度を遅くしても、社会、経済の安定を求める人々の割合は中間層の90%を超えており(木宮,1995,207 頁)、長期的な独裁や軍の政治介入に対して抵抗を持つ人々が増えたことを意味している。これは一章の中間層の表に当てはめると、1985年当時で53%が中間層の属し、そのうち90%が安定した社会を望んでいることから、半数の人が現在の政権に対して否定的であるといえる。さらに学生や労働組合でも民主化運動が広がっていたことを考慮すると、国民の大多数の人々が民主化を熱望していたといえる。

ではなぜ穏健的な中間層と急進的な学生が結びついたのであるか。そもそも中間層は社会が安定していることが第一条件であり、さらに手続き的民主主義を好む集団である。一方で学生は自民闘や民闘の主張に表れるように手続き的民主主義を超えて、南北統一までも民主化の要求に挙げていた。1985年の第12回国會議員選挙の時は民正党に支持を与えることができないということで一致していたが、それ以外の詳細までは一致していなかった(森山,1998,120 頁)。しかし1987年1月の朴鐘哲致死事件をうやむやに処理したことをきっかけに中間層と学生が連帯感を強めていった。これは先に述べたように一般サラリーマンの学生が殺害されたことからわかるように、中間層と学生双方に衝撃を与えるものであった。この事件の前から、学生は光州民衆抗争を教訓に、大衆

の支持をえるには穏健な路線で交渉を進めることが必要であると考え、大統領直接選挙に焦点を絞って活動を行っていた(木宮,1995,206 頁)。中間層は朴鐘哲致死事件以来、全斗煥に対して不信感を強めていた。さらに、1987年4月13日に改憲論議を打ち切り、憲法改正をソウル・オリンピックの後に実施することを表明したことで、朴正熙の1969年の改憲や維新憲法のように永久政権をもくろむことを危惧した。また不正蓄財や腐敗も明るみになり、大統領の交代が中間層の間で次第に力を強めるようになってきた(森山,1988,121 頁)。そして学生と中間層は大統領の直接選挙を共通の目標に掲げて、穏健的に政府に対して反対運動を繰り広げるようになった。

さらに光州民衆抗争以来、労働運動を統制させ、企業のスムーズな経営を助けてくれたとして財閥のトップや管理職クラスの人々は全斗煥に対して支持を送っていた。しかし政府が経済に介入するよりも、市場原理に任せた方が高い経済成長率を示したことは、経済に対する国家の介入はもはや企業利潤にプラスにならないという考えを生じさせた。さらに産業資本家は国家が支援する見返りとして、企業利潤の多くを政治租税として納入させられていた。この政治租税は政治エリートによって企業に対して政治献金、防衛献金、体育侵攻献金といった様々な形態の非公式的な醸出が要請され、企業利潤の多くが国家に対して収拾されていった(崔,1999,200 頁)。つまり企業は国家の方針の下で利潤を得るために、独自の戦略を選択していた(磯崎,1995,32 頁)。そして政府が開発戦略を転換したことにより、規制を受けることなく自由に経営ができるようになった。しかし献金が利潤を阻害するので、政府に対して不信感を強めていった。

また全斗煥はアメリカへの依存を警戒し、距離をおいた朴正熙とは態度が異なった。光州民衆抗争以来、正統性が問われていた全斗煥にとってアメリカの支援は絶大なものであった。さらにレーガン政権になってからは、新冷戦に組み込まれて、アメリカへの依存をさらに強めていった(金榮鎬,2001,65 頁)。アメリカは光州民衆抗争の時に、戒厳軍が民衆を銃殺するのを黙認した。しかしその後釜山や光州でのアメリカの施設に対する放火など、韓国国民の反米感情が次第に増してきていた。反米意識が高まっている中で、1987年の韓国国内の事態を再び黙認すれば、再び反米感情が沸き起こる可能性があった(木宮,1995,210 頁)。そのことがアメリカの積極的な行動を引き起こした。

具体的には、大統領就任時に「任期7年の1期のみ」という公約を掲げ、平和的な政権交代を確約した全斗煥を高く評価するという文章をアメリカ政府が1987年4月に送った。そしてその公約を実現するように圧力をかけた。また北緯38度線は在韓米軍が監視していることを再び確認させ、北朝鮮の侵攻を政治的に利用しないように注意した。さらに韓国軍は政治に介入するのではなく、国を守るのが任務であるということも再確認させた。このような働きかけは、全斗煥に軍の動員を不可能にさせ、市民に対して武力による弾圧を抑制させ、運動を展開しても身の安全は保障されるという安心感を与えた(木宮,1995,210 頁)。

以上のように中間層とアメリカの動向を見てきた。しかし外部アクターからの圧力が

高まっても、6・29 民主宣言が与党のほうから不意に出されたことを考えると、韓国での民主化は政治行為者の戦略的選択によって起こったといえる。全斗煥は改憲論議で大統領制から議院内閣制への変更にこだわった。それは 1985 年の選挙で民共党が議席の過半数をさえている以上は、国会内での影響力を行使できると考えていることは前述したとおりである。しかしこの案が金泳三や民主化勢力にとって拒否されると、次に残る選択肢は、直接選挙を容認しながらも、後継者を立候補させることで、権力の継続を狙うことであった。実際 6・29 民主宣言には政治活動が禁止されていた金大中の政治活動を解禁する旨が記載されていた。つまり金大中が活動を再開すると、穏健的な中間層の支持を受けた金泳三と、学生や労働組合の支持を受けた金大中が票取り合戦を繰り広げ、野党の大統領候補は一本化されず、後継者の盧泰愚に相対的に票が集まると判断していた(森山,1998,122 頁)。そして野党の要求を受け入れ、穏健化させたところで憲法改正の論議に入ろうと試みた。議院内閣制が受け入れられなかった政府にとって残された措置が 6・29 民主宣言だった。

全斗煥は 1981 年に「任期 7 年の 1 期のみ」の公約どおりに行くと、1988 年つまり民主宣言の翌年には政権交代が行われたはずである。しかしなぜ前倒しして、民主化への移行措置をとらざるをえなかったのだろうか。その流れは 1985 年に行われた第 12 代国会議員選挙まで遡ることができる。詳細はこの章の四節で述べているので繰り返さないが、この選挙結果をめぐって権威主義支配の緩和や反対勢力との協議の必要性を認識する体制改革派を統治エリートの内部に生み出した(武田,2002,205 頁)。その代表的な人物が盧泰愚であった。しかし選挙後にも民主化運動に対して弾圧を加え、運動を鎮圧しようとする動きがあったことから、体制内では政権を維持しようとする、体制維持派が有力であった。

しかし体制側で有利であった維持派と野党との話し合いで妥協をはかる穏健派の勢力が、1987 年 6 月 10 日に盧泰愚が正式に次期大統領候補に指名されてから一気に逆転する(武田,2002,206 頁)。これまでは自分たちの権力が続くように、反対勢力を弾圧してきた全斗煥であったが、国民との対話を一方的に拒否してきたことが逆に裏目に出た。要求が極度に制限された状況下では、国民の要求が何なのかを見極めることができないばかりか、どこで潜在的に重要な社会勢力が成長しているかを見つけるのは困難である。また不満や緊張は噴出の形態で最終的に表現されるまで、どのような事前警告もなく累積される(崔,1999,168 頁)。つまり体制維持派は弾圧で国民の要求を抑えればことは済むと思っていた。武田の言葉を借りれば、「寛容コスト」よりも「抑圧コスト」のほうが小さかったといえる。しかし 1985 年の選挙結果を受けて、野党との妥協を図るべきと考えていた非主流の穏健派は逆に国民の欲求をすることができた。穏健派にとっては「抑圧コスト」よりも「寛容コスト」のほうが小さかったといえる。つまり暴力で国民を弾圧するよりも、野党との妥協を通して、自分たちに有利な方向に持っていったほうが得策であると考えたのである。

「政府としての軍部」の中で分裂がおきている中、「制度としての軍部」のなかには穏健的な盧泰愚を支持する勢力が多数を占めた。1979年のクーデターや1980年の光州民衆抗争で大量の人を殺害してきた軍部にとって、これ以上の弾圧を行うのは、これまで以上に正統性を失うのではないか(2002,武田,210頁)。ということが叫ばれ始めていた。さらにこのような態度になったのはアメリカが韓国軍に対して軍隊の役割を再確認させたことは先に述べた通りである。

軍事政権の継続を放棄せざるをえなくなった状況下で全斗煥は、軍事政権が崩壊しても次の策として残されていた直接選挙を通して、権力の移譲を図ることで政権の継続を試みた。一方で野党や学生、中間層は権力の転覆や権力の明渡しの可能性が希薄であると考えたので、次の策として直接選挙で政権を掌握しようと試みた(韓,2004,368頁)。国民は穏健化路線に傾いていたために、急進的な方法で政府を倒すことは不可能であった。また政府も軍が国民への弾圧を拒んだために、弾圧によって政権を維持させることは不可能だった。両者がほぼ拮抗する中で、次の大統領選挙での勝利を確信した盧泰愚ら穏健派がクーデター的に発したのが6・29民主宣言であった。

以上のことから、先に仮説でたてた、「経済成長によって発達した中間層が反対票を投じることで、体制側内部での基盤が揺らぎ、打開策を講じざるをえなくなったのではないだろうか。そして市民やアメリカの圧力によって体制は変容せざるをえなかったのではないだろうか」という仮説は検証された。

つまり1985年の第12代国会議員選挙で、これまでの政府に忠実な野党とは異なり、鮮明野党を前面に出した新民党が誕生した。新民党ならば政治を変えてくれるかもしれないという期待を込めて投票した中間層の行動で体制側は分裂状態に陥った。分裂状態の中でも体制維持派が主流だったが、穏健派は逆に主流でなかったことが国民の要求を聞くことを可能にした。さらに民間主導の経済成長によって老朽化の危機を迎え、正統性を失った政府は財閥や管理職からの信頼をも失い、国民の多数を敵にまわすことになった。そして次第に全斗煥政権での不正が明らかになると、中間層も政府を変えるためにデモを通じて反対運動に立ち上がった。またアメリカは反米ナショナリズムの高揚を抑えるために、民主化運動を支持した。そして全斗煥に対して軍の投入を行わないように圧力をかけた。その結果、軍がこれからも政権を維持していくために出された最終的な打開策が6・29民主宣言であったといえる。そしてこれら三つのアクターが相互に関係して出されたものが6・29民主宣言だった。

よってこの論文をまとめると、1958年の第4代国会議員選挙の時も、1971年の第8代国会議員選挙の時も、そして第12代国会議員選挙の時も与党側は野党からの追い上げによって体制を維持するかどうかで分裂状態に陥っていた。しかし1958年以降と1971年以降ではアメリカと韓国の関係は、援助額の削減や在韓米軍撤退問題などで良好な関係とはいえなかった。しかし1985年以降は正統性の根拠をアメリカに委ねた政権だったので、アメリカの動向に敏感にならざるを得なかった。そのために民主化要求も受け入

れざるをえなかった。一方中間層の動向を見てみると、**1958**年当時は学生と連帯して体制崩壊を目差したが、それ以後に民主主義を目差すことまでは一致していなかったし、人数的にも少なかった。一方**1971**年当時は経済成長が軌道に乗っていたために政府に対して反対する勢力は少なかった。しかし**1985**年には中間層も厚みを増し、政権交代を学生と協力して訴えた。つまり、体制分裂が起こったときに、中間層が政府を脅かすような勢力になっており、アメリカの対韓政策が民主化勢力を支援する形になったことが**6・29**民主宣言を起こしたといえよう。

注

(1)YH貿易事件

1979年**8**月**9**日に韓国最大のかつら輸出会社YH貿易の約**170**人の女性社員が、新民党本部**4**階講堂に籠城し会社の経営正常化と労働者の生存権保障を要求した。機動隊によって強制退散させられたものの、激しい抵抗の中で女性労働者の一人が死亡した。この事件は朴正熙政権末期に、民主化運動を呼び起こすきっかけとなった。

(2)釜馬事態

1979年**10**月**16**日から**5**日間にわたって、釜山と馬山の学生と市民が主導して行った反独裁民主闘争。**16**日の釜山市庁前に集結した学生・市民が維新体制の撤廃、独裁打倒、野党弾圧中止を訴えて運動を行った。それに対して政府は戒厳令を宣布した。馬山でも**18**日に運動が開始され、**19**日には馬山にも戒厳令が宣布された。この抗争は朴正熙内部の抗争と朴正熙暗殺の主要因となった。

(3)ハナ会

朴正熙政権下で韓国軍内部の少壮強硬派の将校らが作った私的組織。陸軍士官学校第**11**期生の全斗煥や盧泰愚を中心に慶尚道出身者らが創設し、その後も陸軍士官学校出身者によって運営された。朴正熙の庇護の下で勢力を拡大させ、**1979**年**12**月**12**日のクーデター、**1980**年**5**月**17**日の戒厳令宣布を断行し、第**5**共和国内での軍部や政界の中心的役割を担った。

(4)民推協

1984年に結成された民主化推進協議会の略称。金泳三と金大中を中心に、政治活動を禁止されていた旧野党政治からが結成した。新民党の母体となり、その後も野党と材や民主化勢力をつなぐ役割の担った。

(5)ニクソン・ドクトリン

1965年**7**月**25**日、クソンが発表したアメリカ外交の基本原則。みずからを太平洋国家と規定したアメリカがアジア・太平洋地域との友好関係を維持しつつも、ベトナム戦争のような事態に巻き込まれないようにするために具体化したアジア政策の原則という性格を持つ。

むすび

6・29 民主宣言を受けて与野党間での憲法改正論議が始められた。しかし大衆の参加は排除され、与党と野党の穏健派を中心とした政治エリート主導で進められた(韓,2004,373 頁)。実際に 1987 年 6 月 29 日から次の憲法が出される 10 月 12 日までは政治的な空白期間であり、再びクーデターが起こってもおかしくはない状態だった。与党の中には憲法改正協議が決裂し、政局が混乱するのを狙っている人物もいた。また、経済状況が悪化すれば、再び軍部が政権を掌握することも予想された(李,1998,135 頁)。そのような状況にあったために、憲法の内容について最低限度の競争規則だけを合意して定めるようになり、民主化勢力が要求していた、民主化に必要な軍部の政治的中立化や光州民衆抗争の究明問題は見送られた。そして与野党がともに次の選挙で勝つ確立を高めるための制度的規準規則のみに折衷した(李,1998,136 頁)。そして 1987 年 10 月 27 日に国民投票で新憲法が確定し、10 月 29 日に公布された。しかしこの憲法ははじめて与野党間の合意によって作成された憲法であった。

この憲法にのっとり、12 月 16 日に第 13 代大統領選挙(5 年単任制)が実施された。この選挙は維新憲法以来廃止されていた直接選挙によって実施された。選挙過程では盧泰愚が、自分だけが軍部を統制しながら安定的な民主化を推進できると主張した。一方で野党候補は光州民衆抗争の真相究明と自らが民主化運動の推進役であることをアピールした。結果は盧泰愚の勝利に終わった。野党の候補は、1987 年に新民党を離党し、統一民主党の党首になった金泳三と平和民主党を設立し党首になった金大中、さらに朴正熙が死去した後の民共党を引き継ぎ、新民主共和党(共和党)金鍾泌も立候補した。彼ら三人の得票率は金泳三が 28%、金大中が 27%、金鍾泌が 8%であり、野党三人の得票率の合計は盧泰愚の 37%を大きく上回るものだった(田中,2000,263 頁)。韓国ではこの時期に三人の金氏が票を分け合い、軍出身者を当選させてしまったことを「三金政治」と揶揄している。さらに得票率を地域別に見ると、盧泰愚は大邱で 70.7%、慶尚北道で 66.4%、を獲得し、金泳三は釜山で 56.0%、慶尚南道で 51.3%を獲得した。一方金大中は光州で 94.9%、全羅南道で 90.3%、全羅北道で 85.3%を獲得するなど、地域による投票行動が明確に表れた(武田,2002,214 頁)。

そのために第 6 共和国は大統領の交代が同一政党内で行われるに留まった。そのためほとんどの領域において連続性を伴うものであった。さらに 1988 年に実施された第 13 回国會議員選挙では与党の議席獲得率は 41%で過半数を割り込んだ。つまり盧泰愚政権は船出から困難を極めるものだった(田中,2000,264 頁)。まず正統性を高め、過去の政権との決別を計るために、全斗煥政権時に行われた不正(五共非理)が問いただされ、全斗煥の親戚らに対して法的な審判が加えられた。また光州民衆抗争をはじめ軍による過失と認めた。

しかし民主化運動後に労働組合を容認したり、学生運動に対しても寛容な態度をとったりしていたにも関わらず、労働運動の数や規模が増加し、さらに学生運動が過激化、

左傾化すると再び軍と連携して厳しい態度で制圧した(安藤,2002,45 頁)。もともと支持率を見ても、国会内の与党の議席率を見ても権力基盤が弱かった盧泰愚は、体制内の軍部や情報当局といった強硬派と関係を持って事態を乗り切らなければならなかった(李,1998,140 頁)。そして更なる基盤を固めるために、民正党は金泳三率いる民主党と金鍾泌率いる共和党と連携し、民主自由党を結成した。一方三金で取り残される形となった金大中も民主党で金鍾泌ともに行動をとらなかつた議員とともに民主党を再結成した。これらの政党のめまぐるしい変化に対して、国民は不信感を募らせていた(田中,2002,265 頁)。そして政党再編が進む中で、1992 年 12 月 18 日に行われた第 14 代大統領選挙において金泳三が当選し、朴正熙が政権を握った 1963 年以来、約 30 年ぶりに文民の大統領が誕生した。そして 1997 年に行われた第 14 代大統領選挙では野党の金大中が当選し、与野党間の政権交代が実施された。

1987 年以降大統領直接選挙を基盤にした第 6 共和国の憲法は改正されることなく、2005 年 1 月現在も続いている。つまり民主化は次第に定着段階に入っているといえる。しかしいまだに韓国国内では政党の再編がめまぐるしい。2002 年に当選した盧武鉉は大統領当選後に側近ばかりを集めて、新しい野党(ウリ党)を結成するなど、共通の理念や政策ではなく、選挙に勝利するための集団(武田,2002,213 頁)の要素をいまだに残している。

野党のハンナラ党も朴正熙の娘が党首を務めるなど、朴正熙に対する人気はいまだに高い(池東旭,2002,92 頁)。国民は強力なリーダーシップを持つ大統領を望んでいることの表れなのだろうか。

参考文献

- ・ 青木一能「アフリカにおける民主化とその後」『法学研究』(慶應義塾大学)第71巻1号,1998年,255～276頁.
- ・ 圧母浩『韓国の開発政策と経済発展 —1』「広島経済大学経済研究所論集」第15巻2号,1992年,77～91頁.
- ・ 圧母浩『韓国の開発政策と経済発展 —2 完』「広島経済大学経済研究所論集」第15巻3号,1992年,27～48頁.
- ・ 安藤昌訓「大韓民国の権威主義体制と民主化運動の展開」『法学ジャーナル』(明治学院大学)第17号,2002年,1～56頁.
- ・ 五十嵐誠一『フィリピンの民主化と市民社会 —移行・定着・発展の政治力学』成文堂,2004年.
- ・ 出岡直也「官僚的権威主義・ファシズム・国家安全保障(一) —南米南部の軍政の性格付けをめぐる」『法学』(東北大学)第55巻4号,1991年,559～610頁.
- ・ 出岡直也「「第三の波」の「民主主義への移行」の特徴 —政治学の支配的分析モデルからの一考察」『法学』(東北大学)第59巻6号,1996年,1143～1177頁.
- ・ 磯崎典世「韓国の権威主義体制における国家と企業 —構造調整過程における葛藤を中心に」『教養学科紀要』第28号,1995年,31～72頁.
- ・ 伊藤史述「権威主義体制の終焉 —フィリピン・マルコス政権の崩壊(東アジア政治経済史の諸問題)1」『政治経済史学』第331号,1994年,24～52頁.
- ・ 伊藤史述「民主化過程における軍部の撤退と文民統制 —タイの場合」『法学研究』(慶應義塾大学)第70巻2号,1997年,263～295頁.
- ・ 猪口孝ほか編『現代民主主義の変容 —政治学のフロンティア』有斐閣,1999年.
- ・ 岩崎育夫編『開発と政治』アジア経済研究所,1994年.
- ・ 岩崎育夫『アジア政治を見る眼 —開発独裁から市民社会へ』中公新書,2001年.
- ・ 岩崎正洋「政治発展論から民主化論へ —20世紀後半の比較政治学」『日本政治学会年報政治学』1999年,153～166頁.
- ・ 岩崎正洋「民主主義とは何か —制度としての民主主義、制度としての民主化」岩崎正洋ほか編『民主主義の国際比較』一芸社,2000年.
- ・ Wiarda,Howard J. “Introduction to Comparative Politics :Concepts and Processes” Harcourt Inc,1993(ハワード・J・ウィーアルダ著/大木啓介訳『入門 比較政治学 —民主化の世界的潮流を讀解する』東信堂,2000年).
- ・ 絵所秀紀『開発経済学の転換と「韓国モデル」』「経済志林」第57巻1号,1989年,1～52頁.
- ・ 大久保史郎,徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』日本評論社,2003年.
- ・ 太田辰幸『アジアの経済発展・権威主義体制・民主化』「経営研究所論集」(東洋大学)第22号,1999年,111～130頁.

- ・ 大西裕「韓国官僚制と経済成長 —輸出指向工業化の新たなる説明 1」『法学論叢』(京都大学)第 130 卷 1 号,1991 年,84~112 頁.
- ・ 大西裕「韓国官僚制と経済成長 —輸出指向工業化の新たなる説明 2」『法学論叢』(京都大学)第 130 卷 4 号,1991 年,92~122 頁.
- ・ 大野健一,桜井宏二郎『東アジアの開発経済学』有斐閣アルマ,1997 年.
- ・ 大矢吉之「デモクラシーへの移行研究の諸問題(Ⅱ) —民主主義および権威主義体制と民主化の諸類型」『国際研究論叢』第 8 卷 1 号,1995 年,11~34 頁.
- ・ 小此木政夫「総選挙にみる韓国政治の変化 —第一二回国會議員選挙の分析」『法学研究』(慶應義塾大学)第 60 卷 1 号,1987 年,147~170 頁.
- ・ 遅野井茂雄編『冷戦後ラテンアメリカの再編成』アジア経済研究所,1993 年
- ・ O'Donnell,Guillermo. and Schmitter,Philippe C. “Transition from Authoritarian Rule :Tentative Conclusions about Uncertain Democracies” The Johns Hopkins University Press,1986(シュミッター,オドンネル著/真柄秀子,井戸正伸訳『民主化の比較政治学 —権威主義支配以後の政治世界』未来社,1986 年).
- ・ 葛奉根『現行韓国憲法上の大統領制と平和的政権交代 —第 14 代大統領選挙を中心にして』「同志社法学」第 45 卷 3 号,1993 年,424~440 頁.
- ・ 葛奉根/西尾昭『韓国憲法における統治機構 —大統領制を中心に』同志社法学,第 48 卷 3 号,1996 年,698~733 頁.
- ・ 加藤秀治郎『新版 政治学入門』芦書房,1997 年.
- ・ 河田潤一『比較政治と政治文化』ミネルヴァ書房,1989 年.
- ・ 姜英之「総選挙後の韓国政治」『経済評論』第 34 卷 6 号,1985 年,74~85 頁.
- ・ 岸川毅,岩崎正洋編『アクセス 地域研究 I 民主化の多様な姿』日本経済評論社,2004 年.
- ・ 木宮正史「韓国の民主化運動 —民主化への移行過程との関連を中心にして」坂本義和編『世界政治の構造変動 4 市民運動』岩波書店,1995 年
- ・ 木宮正史「第三世界発展モデルとしての「韓国モデル」 —冷戦・経済発展・民主化」『法学志林』第 93 卷 4 号,1996 年,51~88 頁.
- ・ 木宮正史「韓国の「冷戦型開発独裁」と民主化」『岩波講座 世界歴史 26 —経済成長と国際緊張』岩波書店,1999 年
- ・ 木宮正史『韓国 —民主化と経済発展のダイナミズム』ちくま新書,2003 年.
- ・ 木宮正史「経済的自由化と政治的民主化」藤原帰一ほか編『国際政治講座③ —経済のグローバル化と国際政治』東京大学出版会,2004 年.
- ・ 金璟東「韓国の社会変動と政治発展」『国際問題』第 345 号,1988 年,31~46 頁.
- ・ 金榮鎬「「世界化」に見る韓国ナショナリズムの一特質 —「一流国家」志向と「適者生存」の思惟構造」『明治学院論叢』第 20 号,2001 年,59~78 頁.
- ・ 金榮鎬『現代韓国の社会運動 —民主化後・冷戦後の展開』社会評論社,2001 年.

- ・ 金基成「韓国の政治変動と民主化以後の課題」『立命館法学』1999年巻2号,1999年,522～540頁.
- ・ 金光振/鄭成範「韓国地方議会議員の信頼性確保方案」『中央学院大学社会システム研究所紀要』第1巻1号,2001年,109～119頁.
- ・ 金光旭「第13回韓国国会議員選挙の分析」『法政論集』(名古屋大学)第124号,1989年,515～567頁.
- ・ 金成浩「翻訳 盧泰愚回想録 一北方外交と韓ソ修交」『政策科学・国際関係論集』第4号,2001年,89～126頁.
- ・ 金萬欽著/清水敏行訳『韓国の16代大統領選挙と地域主義』「札幌学院法学」第21巻1号,2004年,279～302頁.
- ・ 金鍾書/徐勝(訳)「資料 金鍾書 韓国社会の民主化と国家保安法」『立命館法学』2001年巻3号,2001年,982～998頁.
- ・ 木村幹『朝鮮/韓国ナショナリズムと「小国」意識 一朝貢国から国民国家へ』ミネルヴァ書房,2000年.
- ・ 木村幹「脱植民地化と「政府党」 一第二次世界大戦後新興独立国の民主化への一試論」『国際協力論集』第9巻1号,2001年,137～167頁.
- ・ 木村幹「強大な国家と不安定な支配 一東アジアにおける脱植民地化とその影響」日本比較政治学会編『比較のなかの中国政治 日本比較政治学会年報』早稲田大学出版部,2004年
- ・ 久米郁男ほか編『New Liberal Arts Selection 政治学』有斐閣,2003年.
- ・ 孔義植「韓国の民主化と対北統一政策との関連について」『政経研究』(日本大学)第40巻4号,2004年,107～139頁.
- ・ 孔星鎮,川勝平太編『韓国の政治 一南北統一を目差す新・先進国』早稲田大学出版部,1997年.
- ・ 河野勝,岩崎正洋編『アクセス 比較政治学』日本経済評論社,2002年.
- ・ 高龍秀「韓国における国家主導開発体制の政治経済学(1)」『甲南経済学論集』第37巻1号,1996年,11～30頁.
- ・ 高龍秀「韓国における国家主導開発体制の政治経済学(2)」『甲南経済学論集』第38巻2号,1997年,91～116頁.
- ・ 木暮健太郎「民主化における国際的要因の諸相」『国際政治』第128号,2001年,146～159頁.
- ・ 木暮正義「政治参加とエリート行動の理論 一上」『拓殖大学論集』第180号,1989年,1～32頁.
- ・ 木暮正義「政治参加とエリート行動の理論 一下」『拓殖大学論集』第182号,1990年,21～70頁.

- ・ 木暮正義 「「権威主義体制」と大統領政治 —比較論的一考察」『東洋法学』第 41 卷 2 号,1998 年,139～226 頁.
- ・ 木暮正義 「東アジアの経済危機と民主化 —比較政治経済学の視点から」『法学新報』(中央大学)第 107 卷 3・4 号,2000 年,149～183 頁.
- ・ 後藤浩 「韓国の開発政策と金融」『椋山女学園大学研究論集』第 28 号,1997 年,167～184 頁.
- ・ 小林一博 「権威主義の政治から「普通の人」の政治へ —韓国政治の民主化の現状と展望」『海外事情』第 36 卷 7・8 号,1988 年,41～55 頁.
- ・ 小林謙一 「韓国“民主化争議”以後の労使関係(アジア NIES 労働問題の諸相)」『大原社会問題研究所雑誌』第 410 号,1993 年,41～56 頁.
- ・ 小林良彰,任赫伯編『日本と韓国における政治とガバナンス —変化と持続』慶應義塾大学出版会,2004 年.
- ・ 佐久間平喜 「ビルマ(ミャンマー)の反政府・民主化運動の推移について」『帝塚山学術論集』第 1 号,1995 年,35～47 頁.
- ・ 笹岡伸矢 「民主化と政軍関係に関する一考察 —ブラジル,スペイン,ソ連の権威主義体制期の比較分析」『政治学研究論集』(明治学院大学)第 17 号,2002 年,117～135 頁.
- ・ 佐々木卓也編『戦後アメリカ外交史』有斐閣アルマ,2002 年.
- ・ 佐野孝治 「韓国にける経済成長と民主化 —労使関係を中心に」『商業論集』(福島大学)第 64 卷 3 号,1996 年,1～34 頁.
- ・ 島袋純/権英豪 「韓国政党の組織に関する研究 —党内民主化を中心に」『琉球大学教育学部紀要』第 59 号,2001 年,221～232 頁.
- ・ 清水敏行 「官僚的権威主義論の再検討 —韓国への適応に向けた再構成」『人文論究』第 51 号,1991 年,39～56 頁.
- ・ 清水敏行 「韓国における民主化と第 14 代総選挙に関する考察 —1」『人文論究』第 54 号,1992 年,15～29 頁.
- ・ 清水敏行 「韓国における民主化と第 14 代総選挙に関する考察 —2」『北海道教育大学紀要 第 1 部 B 社会科学編』第 43 卷 2 号,1993 年,1～13 頁.
- ・ 清水敏行 「韓国における民主化と第 14 代総選挙に関する考察 —3」『人文論究』第 55 号,1993 年,11～30 頁.
- ・ 清水敏行 「移行期における韓国の労働政策と政治体制」『人文論究』第 68 号,1999 年,45～61 頁.
- ・ Jack, Lively. “Democracy” Basil Blackwel Ltd,1975(ジャック・ジェリー著/櫻井陽二,外池力訳『デモクラシーとは何か』芦書房,1989 年).
- ・ Schumpeter,Joseph A. “Capitalism,Socialism & democracy” Harper & Brothers,1942(シュムペーター著/中山伊知郎,東畑精一郎訳『新装版 資本主義・社会

- 主義・民主主義』東洋経済新報社,1989年).
- ・ 白鳥令『政治発展論』東洋経済新報社,1968年.
 - ・ 白鳥令,曾根泰教編『現代世界の民主主義理論』新評論,1984年.
 - ・ 白鳥令編『現代政治学の理論(上)』早稲田大学出版部,1993年.
 - ・ 慎斗範『韓国政治の現在 —民主化へのダイナミクス』有斐閣,1993年.
 - ・ 慎斗範『韓国政治の五十年 —その軌跡と今後の課題』ブレイン出版,1999年.
 - ・ 末廣昭「タイの軍部と民主化 —73年「10月政変」から92年「5月流血事件」へ」『社会科学研究』第44巻5号,1993年,48~81頁.
 - ・ 鈴木亨尚「アフリカにおける民主化のオルタナティブ」『国際政治』第125号,2000年,61~78頁.
 - ・ Stepan,Alfred C. “Rethinking Military :Brazil and the South Cone” Princeton University Press,1988(アルフレッド・C・ステパン著/堀坂浩太郎訳『ポスト権威主義—ラテンアメリカ・スペインの民主化と軍部』同文館,1989年).
 - ・ 曾根泰教,崔章集編『変動期の日韓政治比較』慶應義塾大学出版会,2004年.
 - ・ Dahl,Robert A. “On Democracy” Yale University Press,1998(R・A・ダール著/中村孝文訳『デモクラシーとは何か』岩波書店,2001年).
 - ・ 武田康裕「体制移行と対外軍事行動」『国際政治』第125号,2000年,162~179頁.
 - ・ 武田康裕『民主化の比較政治 —東アジア諸国の体制変動過程』ミネルヴァ書房,2001年.
 - ・ 高増明「輸出志向工業化の経済モデル —理論モデルと韓国経済の実証分析」『大阪産業大学論集 社会科学編』第92号,1993年,91~105頁.
 - ・ 田中明『韓国政治を透視する』亜紀書房,1992年.
 - ・ 田中誠一-a『韓国官僚制論(1) —政治発展との関連において』『大阪経済法科大学法学論集』第36号,1996年,1~30頁.
 - ・ 田中誠一-b『韓国官僚制論(2 完) —政治発展との関連において』『大阪経済法科大学法学論集』第37号,1996年,1~39頁.
 - ・ 田中誠一『韓国政治の構造と課題に関する一考察 —権威主義体制から民主主義体制への移行とそれに伴う諸問題を中心に』『大阪経済法科大学法学論集』第47号,2000年,241~278頁.
 - ・ 田巻松雄「フィリピンにおける権威主義体制の崩壊と民主化に関する一考察 —反権威主義志向と民主化要求との関係を中心に」『名古屋商科大学論集』第36巻2号,1992年,217~243頁.
 - ・ 玉田芳史『民主化の虚像と実像 —タイ現代政治変動のメカニズム』京都大学学術出版会,2003年.
 - ・ 田村紀之-a「権威主義体制と開発体制(1)」『経済と経済学』第86号,1998年,1~37頁.
 - ・ 田村紀之-b「権威主義体制と開発体制(2)」『経済と経済学』第87号,1998年,1~32頁.

- ・ 池東旭-a 『韓国財閥の興亡 一癒着と相克のドラマ』 時事通信社,2002 年.
- ・ 池東旭-b 『韓国大統領列伝 一権力者の栄華と転落』 中公新書,2002 年.
- ・ 池明観 『韓国 民主化の道』 岩波新書,1995 年.
- ・ 池明観 『韓国にける国家と市民社会』 「聖学院大学総合研究所紀要」 第 17 号,2000 年, 70~115 頁.
- ・ 崔章集著/中村福治訳 『現代韓国の政治変動 一近代化と民主主義の歴史的条件』 木鐸社,1997 年.
- ・ 崔章集著/中村福治訳 『韓国現代政治の条件』 法政大学出版局,1999 年.
- ・ 辻中豊,廉載鎬編 『現代韓国の市民社会・利益団体 一日韓比較による体制移行の研究』 木鐸社,2004 年.
- ・ 恒川恵一 「「民主化と」 国際政治・経済」 『国際政治』 第 125 号,2000 年,1~13 頁.
- ・ 東京大学社会科学研究所編 『20 世紀システム 4 開発主義』 東京大学出版会,1998 年.
- ・ 飛永絵理 「グアテマラにおける民生移管 一民主化プロセス第一段階として」 『国際開発研究フォーラム』 第 19 号,2001 年,69~96 頁.
- ・ 中村政則 『経済発展と民主主義』 岩波書店,1993 年
- ・ 萩原宜之編 『講座現代アジア 3 民主化と経済発展』 東京大学出版会,1994 年.
- ・ 間寧 「ラテンアメリカの官僚型権威主義体制 一ギジェルモ=オドーネルの研究によせて」 『アジア経済』 第 27 巻 2 号,1986 年,26~38 頁.
- ・ 服部民夫 『東アジアの国家と社会 4 韓国 一ネットワークと政治文化』 東京大学出版会,1992 年.
- ・ 服部民夫,佐藤幸人編 『韓国・台湾の発展メカニズム』 アジア経済研究所,1996 年.
- ・ 原洋之助 「経済成長の加速度化：マレーシアと韓国の比較」 『東洋文化研究所紀要』 第 85 号,1981 年,1~48 頁.
- ・ Huntington, Samuel P. “The Third Wave :Democratization in the Late Twentieth Century “University of Oklahoma Press,1991(S・P・ハンチントン著/坪郷實,中道寿一,藪野祐三訳 『第三の波 一20 世紀後半の民主化』 三嶺書房,1995 年).
- ・ 韓相震著/竹内真澄訳 『1980 年における光州抗争と承認をめぐる闘争 一人権のコミュニティアニズム的概念に向けて』 「桃山学院大学社会学論集」 第 34 巻 2 号,2000 年, 47~71 頁
- ・ 韓培浩著/木宮正史,磯崎典世訳 『韓国政治のダイナミズム』 法政大学出版局,2004 年.
- ・ 日下喜一 『現代民主主義論』 剋草書房,1994 年.
- ・ 平島健司 「戦後におけるヨーロッパ政治研究の展開」 『社会科学研究所』 第 48 巻 4 号,1997 年,73~96 頁.
- ・ 福井英雄編 『現代政治と民主主義』 法律文化社,1995 年.
- ・ 藤原帰一 『フィリピンにおける「民主主義」の制度と運動』 「社会科学研究所」 第 40 巻 1 号,1988 年,1~94 頁.

- ・ 藤原帰一『“民主化”の政治経済学 ―東アジアにおける体制変動』東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 3 国際比較(2)』東京大学出版会,1992年.
- ・ Held,David. “Democracy and the global order” Blackwell publishers Published,1995(デヴィッド・ヘルド著/佐々木寛他訳『デモクラシーと世界秩序 ―地球市民の政治学』NTT出版,2002年).
- ・ Henderson,Gregory. “Korea :The Politics of Vortex” the President and Fellows of Harvard College,1968(グレゴリー・ヘンダーソン著/鈴木沙雄,大塚喬重訳『朝鮮の政治社会』サイマル出版会,1973年).
- ・ 朴一『韓国 NIES 化の苦悩 ―経済開発と民主化のジレンマ(増補二版)』同文館,2002年.
- ・ 朴玄採/朴一「翻訳 現代韓国社会の性格と発展段階に関する研究 ―韓国資本主義の性格をめぐる従属理論批判 1」『社会科学』(同志社大学)第 41 号,1988年,90~138頁.
- ・ 松下洋「序章 政治的特色とそれを見る視座の変化」松下洋/乗浩子編『ラテンアメリカ 政治と社会』新評論,1993,12~29頁.
- ・ 松下洋「第 1 章 ラテンアメリカにおける民主主義定着の可能性 ―比較の視点から」松永信雄編『中南米における民主化の意味と条件』日本国際問題研究所,1994年,9~18頁.
- ・ 真鍋祐子『光州事件で読む現代韓国』平凡社,2000年.
- ・ 真淵勝「新しい制度論の展望」『阪大法学』第 40 卷 3・4 号,1991年,351~369頁.
- ・ マルケリータ・エステバース「権威主義体制から民主体制への移行 ―スペインの場合」『慶應義塾大学大学院法学研究科 論文集』第 25 号,1986年,299~315頁.
- ・ 水野邦彦「韓国的価値意識の構造」『一橋論叢』第 119 卷 2 号,1998年,195~211頁.
- ・ 水野邦彦/表倫雅「分断時代の韓国社会 ―韓国近代化過程の中の光州民衆抗争(1)」『北海学園大学経済論集』第 46 卷 4 号,1999年,249~258頁.
- ・ 水野邦彦/表倫雅「韓国社会矛盾の凝集点としての 1980 年 ―韓国近代化過程の中の光州民衆抗争(2)」『学園論集』第 100 号,1999年,141~154頁.
- ・ 水野邦彦「韓国高度経済成長の歪み ―韓国近代化過程の中の光州民衆抗争(3)」『北海学園大学経済論集』第 47 卷 2 号,1999年,49~58頁.
- ・ 水野邦彦「因襲から歪んだ近代へ ―韓国社会意識研究」『北海学園大学経済論集』第 48 卷 3・4 号,2001年,39~48頁.
- ・ 蓑輪靖博「モンゴルの民主化について(1)」『商経論叢』(九州産業大学)第 41 卷 2 号,2000年,91~106頁.
- ・ 蓑輪靖博「モンゴルの民主化について(2・完)」『商経論叢』(九州産業大学)第 41 卷 3 号,2000年,95~126頁.
- ・ 三宅武雄『韓国・台湾の比較(1) ―経済を中心として』「中央大学経済研究所年報」第 30 号,1999年,207~238頁

- ・ 向江龍司「チリにおける政治変動と再民主化(I)」『アジア経済』第 27 卷 6 号, 1986 年,26~42 頁.
- ・ 向江龍司「チリにおける政治変動と再民主化(II)」『アジア経済』第 27 卷 7 号, 1986 年,60~77 頁.
- ・ 森山茂徳『韓国現代政治』東京大学出版会,1998 年.
- ・ 安世舟「発展途上国における権威主義的体制に代わる政治発展モデルとしてのヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論 —最近のヘラー研究書を手掛りに」『大東法学』第 26 号,1996 年,39~82 頁.
- ・ 藪野祐三「矛盾するアジア民主化の諸相」『法政研究』(九州大学)第 61 卷 2 号, 1994 年,123~147 頁.
- ・ 山下景秋 - a 「韓国とブラジルの経済発展過程とその比較」『国士舘大学 政経論叢』第 87 号,1994 年,75~96 頁.
- ・ 山下景秋 - b 「韓国とブラジルの経済発展戦略」『国士舘大学 政経論叢』第 89 号, 1994 年,37~57 頁.
- ・ 山田竜作『大衆社会とデモクラシー —大衆・階級・市民』風行社,2004 年.
- ・ 吉田勝次『アジアの開発独裁と民主主義』日本評論社,2000 年.
- ・ 吉田秀穂「チリの民主化問題と新政権の課題」『アジア経済』第 31 卷 11 号,1990 年, 35~55 頁.
- ・ 吉森義紀「権威主義体制 —構造と機能」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第 27 号,1989 年,1~38 頁.
- ・ 李桂洙「韓国の民主化と軍に対する立憲統制」『法律時報』第 75 卷 7 号,2003 年, 62~66 頁.
- ・ 李海珠『新東アジア時代の韓国経済発展論』税務経理協会,2001 年.
- ・ 李分一『現代韓国と民主主義』大学教育出版,1999 年.
- ・ Lint,Juan J. “Totalitarian and Authoritarian Regimes” Lynne Rienner Pub
Published,2000(J・リンス著/睦月規子他訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化
社,1995 年).
- ・ Lint,Juan J. and Valenzuela,Arturo. “The Failure of Democracy,Vol.1,Comparative
Perspectives” The Johns Hopkins University Press,1994(J・リンス,A・バレンズエラ
著/中道寿一訳『大統領制民主主義の失敗 —その比較研究』南窓社,2003 年).
- ・ 若畑省二「韓国国会選挙の巨視的分析 —「地域主義」をどう見るか」『信州大学法学
論集』第 3 号,2004 年,1~24 頁.
- ・ 若山浩司『韓国の地方選挙と地方自治(1) —地方総選挙風景と道知事・市長・群守・区長
選挙の概観』「地方自治」第 578 号,1996 年,39~54 頁.
- ・ 若山浩司『韓国の地方選挙と地方自治(4) —地方総選挙の成果と今後の地域経営の課
題』「地方自治」第 598 号,1997 年,16~31 頁.